

「京の環境共生推進計画」の進捗状況の点検・評価結果について

京の環境共生推進計画に基づき、同計画の進捗状況の点検・評価を行ったので、その結果について報告する。

点検・評価に当たっては、京都市環境審議会「京の環境共生推進計画評価検討部会」を開催し(平成27年1月28日)、各委員の御意見も踏まえてとりまとめた。

点検・評価は、同計画に掲げる5つの長期的目標と17の基本施策ごとに、1 関連する主な施策・事業の実施状況、2 環境指標(数値実績)の進捗状況、3 課題及び今後の方向性の3点について行った。

< 解説 記号・凡例について >

1 関連する施策・事業の実施状況について

5つの長期的目標ごとに、各基本施策に関連する主な施策・事業を記載している。

長期的目標1 国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都

1 関連する主な施策・事業の実施状況

基本施策	関連する主な施策・事業
1 地球温暖化対策の推進	<u>ア 総合的かつ計画的な地球温暖化対策の推進</u> ◎東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く状況の変化等を踏まえて対策の強化を図るため「京都市地球温暖化対策計画」を改定 ・「事業者排出量削減計画書制度」による報告・評価・公表、優良事業者の表彰など、特定事業者の削減対策の実施 <u>イ 省エネルギーの推進</u> ◎「BEMS普及コンソーシアム京都」を設立し、ビルエネルギー管理システムの普及推進等、民生・業務部門対策を実施 ◎既存住宅の省エネリフォームに対する助成制度の実施

◎＝新規取組

2 環境指標の進捗状況について

進捗状況の客観的な点検・評価を行うことを目的として設定した環境指標について、最新の実績や経年推移を記載している。

環境指標は、17の基本施策ごとに計82項目を設定。うち41項目は数値目標あり。

(1)地球温暖化対策の推進

表 1.1 地球温暖化対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比	
①温室効果ガス総排出量※1	万トン	↘	779.2 (H2)	786.9 (H24)	584 (H32)	×	1.0% 増加
②二酸化炭素排出量※2	万トン	↘	732.1 (H2)	759.1 (H24)	—	—	3.7% 増加

【指標区分】

指標区分は、環境指標の評価の方向に応じて、以下のように記号化した。

- ↗ : 増加する(高くなる)ことが良い指標
- ↘ : 減少する(低くなる)ことが良い指標
- : 維持することが良い指標

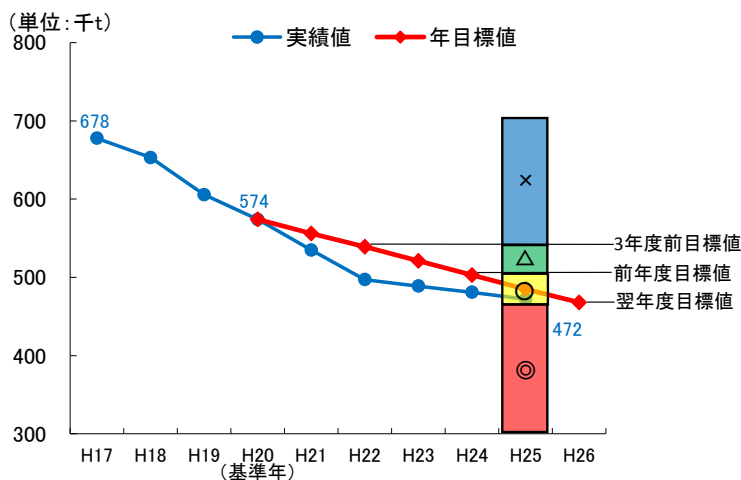
【進捗度分類の基準】

進捗度は、目標値を設定している環境指標のうち、実績値を毎年度確認できるものについて、目標値に対する実績値の到達状況に応じて以下のとおり分類した。

環境指標が京都市環境保全基準の達成率であるものについては、可及的速やかに達成するよう努め、既に達成している場合にあっては現状を維持するよう努めることが目標であるため、達成割合に応じて分類した。

進捗度分類	目標値に対する実績値の評価	環境指標が市保全基準達成率である評価基準
 (進展している)	翌年度の目標値 $\leq$ 実績値	実績値が 80%以上
 (ほぼ目標どおり)	前年度の目標値 $\leq$ 実績値 < 翌年度の目標値	60%以上 80%未満
 (やや遅れている)	3年度前の目標値 $\leq$ 実績値 < 前年度の目標値	40%以上 60%未満
 (遅れている)	実績値 < 3年度前の目標値	40%未満

(例) 一般廃棄物市受入量は、基準年度(平成 20 年度)の 57.4 万トンから、目標年次(平成 27 年度)に 45.0 万トンに減少させることを目標としている。平成 25 年度の実績値は 47.2 万トンであり、翌年度の目標値※にはわずかに届かないものの、前年度の目標値を上回っていることから、進捗度分類は、上表により「 (ほぼ目標どおり)」となる。



※ 各年度の目標値とは、進捗度分類のために基準年度(基準値)から目標年度(目標値)までを等分で配分したものであり、各年度の到達目標を定めているものではない。

3 課題及び今後の方向性

1 関連する主な施策・事業の実施状況, 2 環境指標の進捗状況を踏まえて、課題及び今後の方向性を記載している。

長期的目標1 国際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち・京都

1 関連する主な施策・事業の実施状況

基本施策	関連する主な施策・事業
1 地球温暖化対策の推進	<u>ア 総合的かつ計画的な地球温暖化対策の推進</u> ◎東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く状況の変化等を踏まえて対策の強化を図るため「京都市地球温暖化対策計画」を改定 ・「事業者排出量削減計画書制度」による報告・評価・公表、優良事業者の表彰など、特定事業者の削減対策の実施 ・特定建築物における地域産木材の利用、再生可能エネルギー利用設備の導入、環境配慮性能の表示を義務付け。環境配慮建築物の顕彰制度を実施 ・都市計画マスタープランに掲げるエコ・コンパクトな都市の実現に向けた土地利用等の見直し <u>イ 省エネルギーの推進</u> ◎「BEMS普及コンソーシアム京都」を設立し、ビルエネルギー管理システムの普及推進等、民生・業務部門対策を実施 ◎既存住宅の省エネリフォームに対する助成制度の実施 ・DO YOU KYOTO?プロジェクト、環境にやさしいライフスタイルへの転換プロジェクト、「エコ学区」事業、こどもエコライフチャレンジ等、家庭部門対策を実施 ・道路照明灯の更なる節電、長寿命化、低炭素化を進めるため、LED 照明灯への転換を推進 ・岡崎地域におけるエネルギーネットワークの構築や京都市動物園でのエネルギーの見える化など、ICT の活用によるスマートシティ京都プロジェクトの推進 <u>ウ 新エネルギーの導入促進</u> ◎住宅用太陽光発電システム、太陽熱利用システム、蓄電システムの助成制度に加え、新たに家庭用燃料電池システム、HEMSの助成を実施 ◎「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」を活用し、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入による避難所や地域の防災活動拠点の機能強化を実施 ・「市民協働発電制度」や「太陽光発電屋根貸し制度」による誰もが再生可能エネルギーの普及に関わることができる取組の実施 ・木質ペレットストーブ等の導入補助事業を実施 ・バイオディーゼル燃料化事業に加え、「バイオ軽油」や「都市油田発掘プロジェクト」等、最新のバイオマスエネルギー利用技術の実用化に向けた取組を実施 ・クリーンセンターでのごみ焼却余熱を活用した発電を実施 ・「公共建築物低炭素仕様」による再生可能エネルギーや省エネ設備等の最大限の設置。上下水道施設における大規模太陽光発電設備の設置 <u>エ 自動車からの二酸化炭素排出削減対策の推進</u> ◎京都未来交通イノベーション研究機構を設立し、ICT を活用した人と物の安全・快適・効率的な移動に資する技術やサービス開発のための研究を実施 ・「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づく取組の推進

	・自転車の安全・快適な利用環境の整備と利用促進のため、駐輪場の整備や利用マナーの啓発を実施 ・EV や PHV 等、次世代自動車の普及促進のための軽自動車税の免除や充電設備の設置等を実施 ・「京エコドライバーズ」宣言や「エコドライブ推進事業所」登録等のエコドライブ推進事業を実施 オ <u>廃棄物の減量等による温室効果ガス排出削減対策の推進</u> カ <u>二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減対策の推進</u> キ <u>ヒートアイランド対策の推進</u>
2 オゾン層保護対策の推進	・フロン類のモニタリング及び実態把握による適正回収・処理を実施
3 酸性雨対策の推進	・酸性雨調査，酸性雨モニタリングの継続実施
4 国際的取組の推進	・「イクレィー持続可能性をめざす自治体協議会」への加盟，「気候変動に関する世界市長・首長協議会」への参加等を通じた世界の自治体との地球温暖化対策連携事業等を実施

◎＝新規取組

2 環境指標の進捗状況

(1)地球温暖化対策の推進

表 1.1 地球温暖化対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比
①温室効果ガス総排出量※ ¹	万トン	↓	779.2 (H2)	786.9 (H24)	584 (H32)	× 1.0% 増加
②二酸化炭素排出量※ ²	万トン	↓	732.1 (H2)	759.1 (H24)	—	— 3.7% 増加
産業部門	万トン	↓	194.6 (H2)	107.5 (H24)	—	— 44.7% 減少
運輸部門	万トン		197.3 (H2)	154.7 (H24)	—	— 21.6% 減少
民生・家庭部門	万トン		144.7 (H2)	214.3 (H24)	—	— 48.1% 増加
民生・業務部門※ ³	万トン		169.7 (H2)	260.1 (H24)	—	— 53.2% 増加
廃棄物部門	万トン		25.8 (H2)	22.5 (H24)	—	— 12.7% 減少
③市街地の緑被率※ ⁴	%	↗	35 (H17)	—	36(H27) 37(H37)※ ⁵	— —
④電気消費量(電灯・電力使用量)	百万 kWh	↓	8,877 (H16)	4,015 (H24)※ ¹	—	— —
⑤公共交通機関利用者数※ ²	百万人	↗	515.6 (H16)	534.2 (H24)	—	— 3.6% 増加
⑥太陽光発電設備の発電出力	千 kW	↗	8.2 (H20)	51.0 (H25)	224 (H32)	△ 522.0% 増加
⑦再生可能エネルギーの導入量 (太陽光発電を除く)※ ⁶	テラ ジュール	↗	約 500 (H20)	約 493 (H24)	約 888 (H32)	× 1.4% 減少

※1. 温室効果ガス総排出量は「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」に則り、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス(HFC, PFC, SF₆)の各々の排出量を合算した量であり、それを削減する効果のある量(森林による二酸化炭素吸収量、ごみ発電と太陽光発電による余剰電力売却量等)12.9 万トンを差し引いて算定している。

※2. 電気及び都市ガスの二酸化炭素排出量については、関西電力㈱及び大阪ガス㈱の CO₂ 排出係数を用いており、より正確に算定するため全国の平均的な係数(全国係数)から両社が供給している係数(地域係数)の値へと変更し、基準年度に遡って算出している。

※3. エネルギー転換部門は民生・業務部門に含めている。

※4. 緑被率とは、平面的な緑を算定する指標であり、空から見た区域に占める緑で覆われた土地の面積の割合

※5. 各地域、地区の特性を踏まえて、年間1万本の高木の植樹に相当する量を目標として緑を創出

※6. 再生可能エネルギーとは、太陽光・太陽熱・バイオマスなどを利用して得ることができる、環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギー

※1 電力使用量は、特定規模需要分(電力事業の自由化対象となる大規模な需要分)を除く実績。特定規模需要分は平成 19 年度以降の数値が公表されていない。

※2 市営バス旅客数、高速鉄道旅客数、JR 市内駅乗客数、郊外電車市内駅乗客数の合計

①平成 24 年度の温室効果ガス総排出量は 787 万トンであり、基準年度^{注3}の 779 万トンから 8 万トン、1.0%増加した。



【要因】

- ・ 市民、事業者の省エネ・節電や高効率機器導入等の取組により、エネルギーの消費量は基準年度以降で最も少なくなったが、温室効果ガス総排出量は、電気の CO₂ 排出係数の悪化等により、基準年度に比べ、8 万トン、1.0%の増加となった。

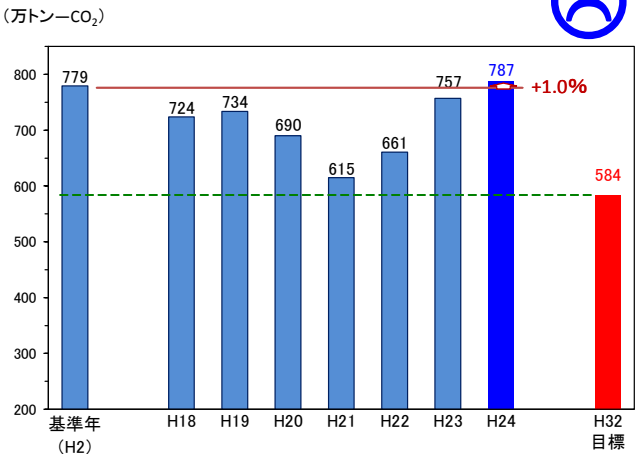


図 1.1 温室効果ガス総排出量の推移

②二酸化炭素排出量は 759 万トンであり、基準年度の 732 万トンから 27 万トン、3.7%増加した。
産業部門及び運輸部門は基準年度に対して大きく減少しているが、民生・家庭部門及び民生・業務部門は増加した。

(単位：万トン-CO₂)

区分 部門	実績値 (H24)	基準年度 比増減	主な増減理由
産業	107.5	▲44.7%	○ 二酸化炭素排出の多い燃料油から、排出の少ない都市ガスなどへの燃料転換 ○ 製造品出荷額の減少(基準年度比約 3 割減)
運輸	154.7	▲21.6%	○ 平均燃費の向上等(基準年度比約 1.5 倍)
民生・家庭	214.3	+48.1%	○ 1 世帯当たりのエネルギー消費量の減少 ○ 世帯数の増加(基準年度比約 24%増) ○ 1 世帯当たりの家電製品の増加
民生・業務	260.1	+53.2%	○ 床面積の増加(課税床面積、基準年度比約 36%増)

【参考】関西電力株式会社の電源構成の変動影響を除いて試算した総排出量

- ・ 発電方法の変更という電力供給に係る事情は、京都市域における温室効果ガス総排出量にも大きな影響を及ぼす。
 - ・ こうした事情を取り除き、市民・事業者の皆様の省エネや節電等の成果をわかりやすく表すため、電気の CO₂ 排出係数を 2012（平成 24）年度の関西電力株式会社の数値である 0.514 kg-CO₂/kWh^{*}で固定して試算した。
 - ・ その結果、平成 24 年度の総排出量は、基準年度から 108.7 万トン、12.1%減少している。
- ※ 平成 26 年 3 月に改定した「京都市地球温暖化対策計画＜2011～2020＞」において、温室効果ガス排出量を、電気の CO₂ 排出係数を固定して算定する場合には、直近年度の「電気の CO₂ 排出係数」で固定することとしている。

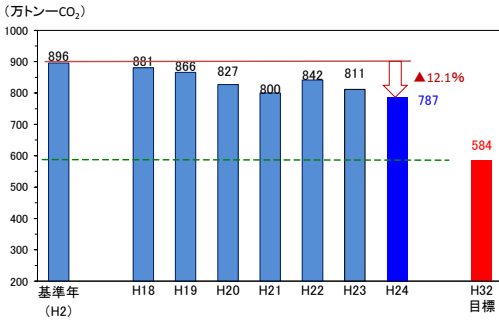


図 1.2 関西電力株式会社の電源構成の変動影響を除いて試算した総排出量

^{注3} 二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素は平成 2 年，HFC，PFC，SF₆は平成 7 年。

③市街地の緑被率は平成 18 年度以降、測定していない。

京のみどり推進プラン（H23.5 月策定）に基づき、緑視率（人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合）を向上するために、市民の身近にある軒下の花、壁面緑化、街路樹などの緑化の創出に取り組む。

④平成 24 年度の電気消費量は計 4,015 百万 kWh（平成 24 年度、電灯使用量 3,563 百万 kWh、電力使用量 453 百万 kWh）であり、前年度からは微減であった。

ただし、電力使用量は平成 19 年度以降、特定規模需要（p3 注 1 参照）分を除く実績のため、平成 18 年度以前と比較できない。

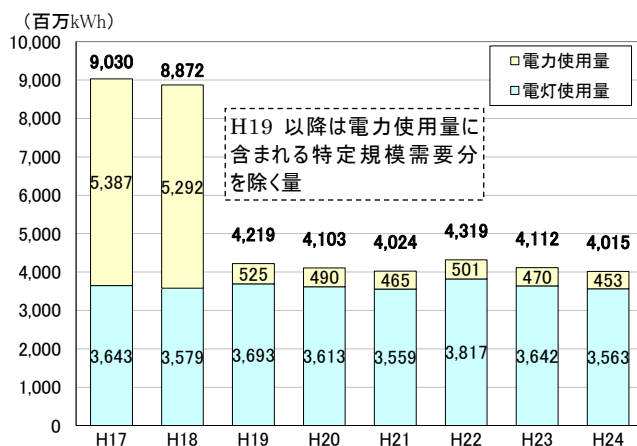


図 1.3 電気消費量(電灯・電力使用量)の推移

⑤平成 24 年度の公共交通機関利用者数は年間 534.2 百万人（約 146 万人／日）であり、平成 23 年度より約 8.1 百万人（約 2 万人／日）増加した。

平成 23 年度と比較していずれの交通機関も増加した。

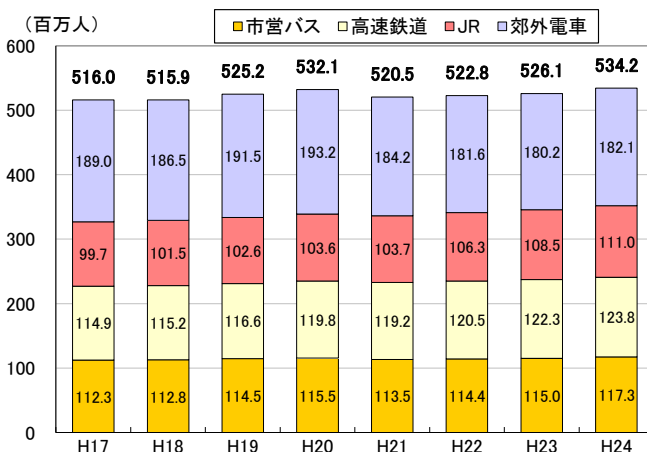


図 1.4 公共交通機関利用者数の推移

【要因】

- ・人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の取組を推進することにより、平成 24 年度の非自動車分担率は、平成 12 年度から 5%増加している。
(H12 : 72%, H24 : 77%)

⑥平成 25 年度の太陽光発電設備の発電出力は 51.0 千 kW であり、基準年度から 42.8 千 kW、522.0%増加した。

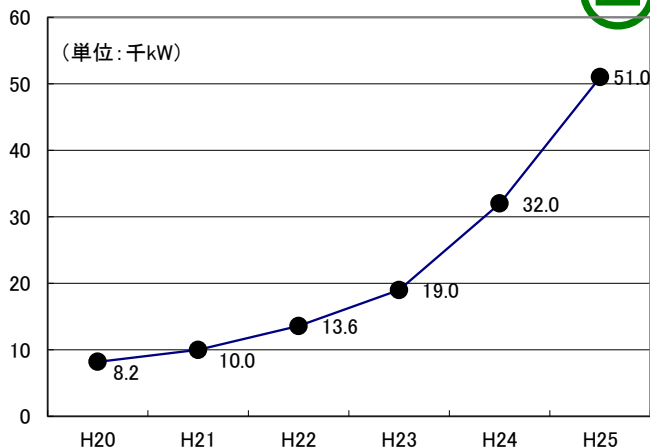


図 1.5 太陽光発電設備の発電出力の推移

【参考】公共施設における太陽光発電システム導入量

- 120 施設, 7,964kW (いずれも平成 25 年度末) であり, 増加傾向で推移している。

- 平成 25 年度: 11 施設導入した。

【主な施設】

桂川特別養護老人ホーム: 21.6kW
西京まち美化事務所: 49kW
大枝中学校: 54kW
新山科浄水場: 1,000kW

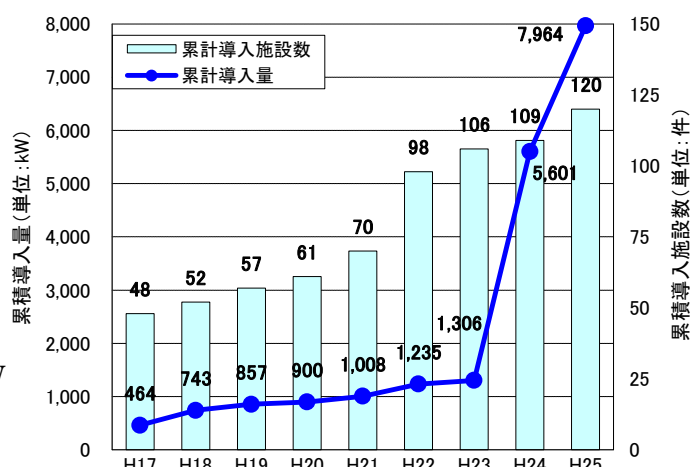


図 1.6 公共施設における太陽光発電システム導入量の推移

【参考】住宅用太陽光発電システムの助成件数

- 平成 25 年度には 1,580 件 (累計 7,237 件) に助成しており, 前年度と同程度である。

- 平成 25 年度までに助成した分の発電出力は 6,325kW(累計 27,622kW)である。

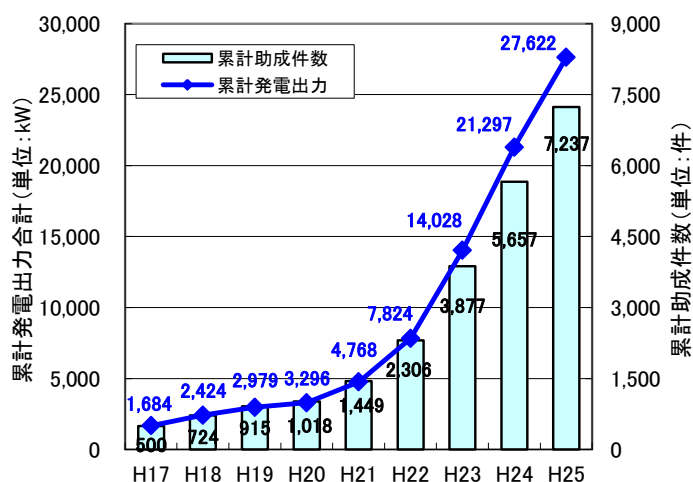


図 1.7 住宅用太陽光発電システムの助成件数及び発電出力の推移

⑦再生可能エネルギーの導入量（太陽光発電を除く）

平成 24 年度は約 493 テラジュール
約 1 万 5 千世帯の年間エネルギー使用量に相当(電気, 都市ガス, LPG, 灯油の使用量から算出)する。

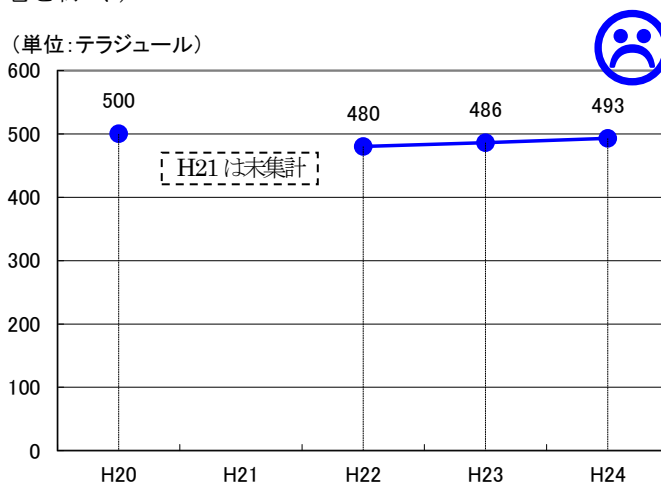


図 1.8 再生可能エネルギーの導入量（太陽光発電を除く）

(2)オゾン層保護対策の推進

表 1.2 オゾン層保護対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比	
①フロン回収量(CFC 対象) ^{注4}	kg	↗	4,796 (H16)	97 (H25)	—	—	—

①フロン回収量はフロン回収・破壊法 0kg, 自動車リサイクル法 97kg の計 97kg (平成 25 年度) であり, 平成 16 年以降は減少傾向である。

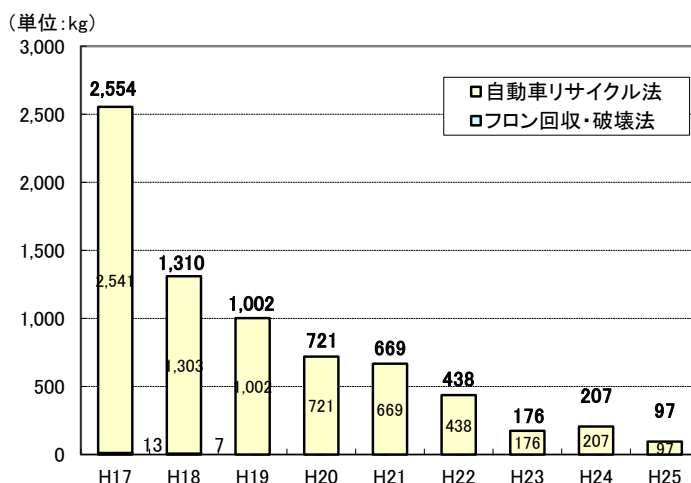


図 1.9 フロン回収量の推移

(3)酸性雨対策の推進

表 1.3 酸性雨対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比	
①酸性雨 pH(年平均値) ^{注5}	pH	↗	4.7 (H16)	4.7 (H25)	—	—	—

①平成 25 年度の酸性雨 pH (年間平均値) は 4.7 で, 基準値と同値であり, 横ばいである。

なお, 平成 25 年度における全国平均の pH は 4.78 (環境省「平成 25 年度酸性雨調査結果」より) であり, 本市測定結果と同程度である。

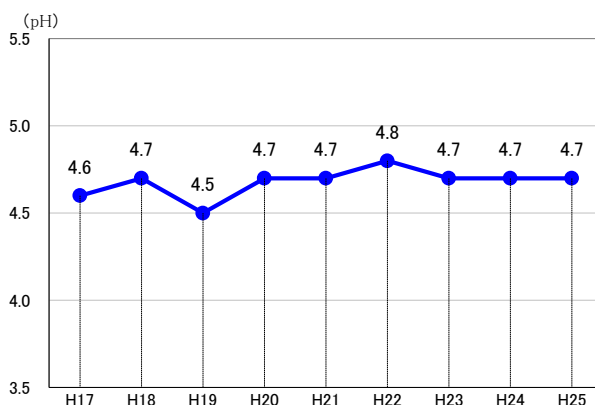


図 1.10 酸性雨 pH(年平均値)の推移

^{注4} フロン回収量は, フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法の対象となるカーエアコンから回収された CFC (クロロフルオロカーボン)を集計したもの。

^{注5} 雨にはもともと大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため, やや酸性を示す。人為的汚染による SO_x, NO_x のない環境中の雨は pH5.6 程度といわれている。ただし, 自然界では火山活動により pH5 程度まで下がることもあり, 人間活動の影響により酸性化が起きているとはっきり指摘できるのは, 日本では pH5 以下の場合だと言われている。(独立行政法人国立環境研究所 H.P.「環境儀」より引用)

(4)国際的取組の推進

表 1.4 国際的取組の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対基準値比	
①海外からの環境施設視察者数	人	↗	231 (H16)	696 (H25)	—	—	201.3% 増加

- ①平成 25 年度の京エコロジーセンターへの海外からの視察者数は、平成 24 年度から増加し、696 人であった。

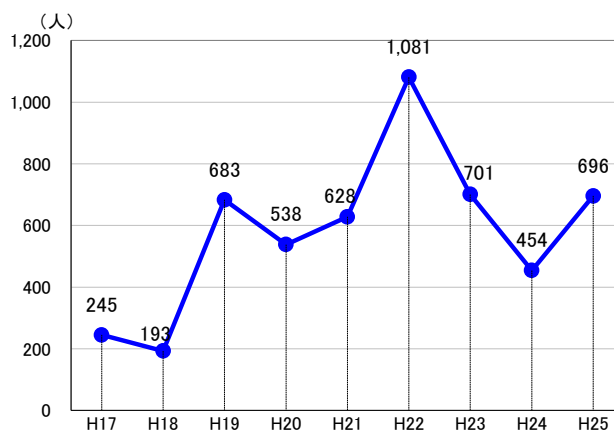


図 1.11 海外からの環境施設視察者数の推移

3 課題及び今後の方向性

- 「地球温暖化対策計画」の改定を踏まえ、地域ぐるみで環境にやさしいライフスタイルへの転換を図る「エコ学区」を始めとした徹底的な省エネルギーの取組、太陽エネルギー、バイオマス、小水力などのあらゆる再生可能エネルギーを最大限に生かした取組を推進することにより、地球温暖化対策を更に強化する。
- 利用段階で温室効果ガスの排出がなく、将来のエネルギーとしても中心的な役割を担うことが期待される水素エネルギーの普及拡大に取り組む。
- 「地球温暖化対策条例」（平成 23 年 4 月施行）では概ね 5 年ごとの見直しを定めており、地球温暖化対策に係る技術水準の向上や社会経済情勢の変化を踏まえ、「地球温暖化対策推進委員会」での審議や庁内横断体制の下で、条例の点検、見直しを進める。

長期的目標2 公害のない健康で安全な環境が保たれるまち・京都

1 関連する主な施策・事業の実施状況

基本施策	関連する主な施策・事業
1 大気環境の保全	<u>ア 工場・事業場対策の推進</u> ・大気常時監視, 有害大気汚染物質モニタリング調査, 工場・事業場等の発生源に対する監視・指導等の大気汚染対策を実施 ・微小粒子状物質 PM2.5 の注意喚起情報について, 区役所での情報掲示やツイッターの活用, メール, FAX 等により, 市民, 医療機関等に速やかに周知する体制を整備 <u>イ 移動発生源対策の推進</u> ・「京都市自動車環境対策計画」や「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づく取組の推進 ・市バス, 公用車への低公害車・低燃費車の導入, 中小貨物運送事業者への天然ガス車, ハイブリッド車導入費用の補助制度を実施 ・「京エコドライブーズ」宣言や「エコドライブ推進事業所」登録等のエコドライブ推進事業を実施
2 水環境の保全	<u>ア 工場・事業場対策の推進</u> ・河川水質・地下水質の常時監視等, 工場・事業場の発生源に対する監視・指導, 浄化槽の設置補助等の水質汚濁対策を実施 <u>イ 生活排水対策の推進</u> ・公共下水道の整備(下水道整備の推進), 下水の高度処理の推進等の生活排水対策を実施 <u>ウ 健全な水循環の確保</u> ・雨水貯留施設や雨水浸透ますの設置助成制度, 透水性舗装の整備, 流域全体を見据えた治水対策等, 「京都市水共生プラン」に基づく健全な水循環の確保に向けた取組を実施
3 土壌・地盤環境の保全	<u>ア 土壌環境の保全</u> ・土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届の審査, 土壌汚染状況調査に対する指導等を実施 <u>イ 地盤環境の保全</u> ・地盤沈下の状況把握のための調査を実施
4 生活環境の保全	<u>ア 騒音・振動対策</u> ・自動車騒音・道路交通振動測定調査, 一般環境騒音調査, 工場・事業場に対する監視・指導等の騒音・振動対策を実施 <u>イ 悪臭防止対策</u> <u>ウ 日照障害・電波障害等の防止</u> <u>エ 公害苦情等への対応</u> ・公害苦情の申立てに対して, 工場・事業場の発生源への立入調査, 指導を実施

	・公害の発生を未然に防止するため建築確認申請の前に公害防止対策面の確認及び指導 <u>オ 新たな環境問題への対応</u>
5 化学物質対策の推進	<u>ア 有害化学物質による環境汚染防止対策の推進</u> ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染状況把握のための常時監視（大気，河川水質・底質，土壌，地下水）等，ダイオキシン類対策を実施 ・微量有害化学物質による環境汚染の実態調査を実施 <u>イ 環境リスク管理の促進</u>

2 環境指標の進捗状況

(1)大気環境の保全

表 2.1 大気環境の保全に係る環境指標の進捗状況

環境指標		単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値	進捗度及び対 基準値比	
①大気汚染に係る市保全基準 ^{注6} 達成率	二酸化硫黄(一般局) ^{注7}	%	→	100.0 (H16)	100.0 (H25)	100.0	◎	—
	二酸化窒素 (当分の間 ^{注8})	一般局	↗	70.0 (H16)	100.0 (H25)	100.0	◎	—
		自排局		33.3 (H16)	60.0 (H25)	100.0	×	26.7ポイント 上昇
	一酸化炭素(自排局)	%	→	100.0 (H16)	100.0 (H25)	100.0	◎	—
	浮遊粒子状 物質	一般局	→	100.0 (H16)	100.0 (H25)	100.0	◎	—
		自排局		100.0 (H16)	100.0 (H25)	100.0	◎	—
	光化学オキシダント (一般局)	%	↗	0.0 (H16)	0.0 (H25)	100.0	×	—
	降下ばいじん(一般局)	%	→	100.0 (H16)	100.0 (H25)	100.0	◎	—
②大気汚染に係る市保全基準達成率(ダイオキシン類)		%	→	—	100.0 (H25)	100.0	◎	—
③有害大気汚染物質に係る市保全基準達成率	ベンゼン	%	→	—	100.0 (H25)	100.0	◎	—
	トリクロロエチレン	%		—	100.0 (H25)	100.0	◎	—
	テトラクロロエチレン	%		—	100.0 (H25)	100.0	◎	—
	ジクロロメタン	%		—	100.0 (H25)	100.0	◎	—
④工場・事業場からの窒素酸化物 排出量 ^{注9}		km ³ N/年	↘	741 (H14)	276 (H23)	—	—	62.8% 減少
⑤大気汚染に係る苦情件数		件	↘	127 (H16)	124 (H25)	—	—	2.4% 減少

^{注6} 京都市環境保全基準。市民の健康で快適な生活・自然環境を確保するため、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、騒音、土壌汚染、悪臭、地盤沈下、緑、ダイオキシン類の9項目について、京都市独自の基準を設定している。

^{注7} 二酸化硫黄のうち自排局については、平成24年度以降、全ての測定局において廃止したため、測定していない。

^{注8} 大気汚染に係る市保全基準のうち、二酸化窒素については、「1時間値の1日平均値0.02ppm以下」の基準と合わせ、当分の間の基準として「1時間値の1日平均値0.04ppm以下」が設定されている。

^{注9} 平成8年度以降は3年に1回、全数調査が実施されている環境省「大気環境に係る固定発生源状況調査」(3年に1回は「大気汚染物質排出量総合調査」を併せて実施)により把握。

①大気汚染に係る市保全基準達成率

□一般環境大気測定局（一般局,図 2.1）

二酸化硫黄及び降下ばいじんは全局で基準達成を継続しているが，光化学オキシダントは全局で未達成である。

浮遊粒子状物質の基準達成率は，平成 23 年度は，黄砂の影響により 67% に低下したが，平成 24 年度以降は 100%に回復した。

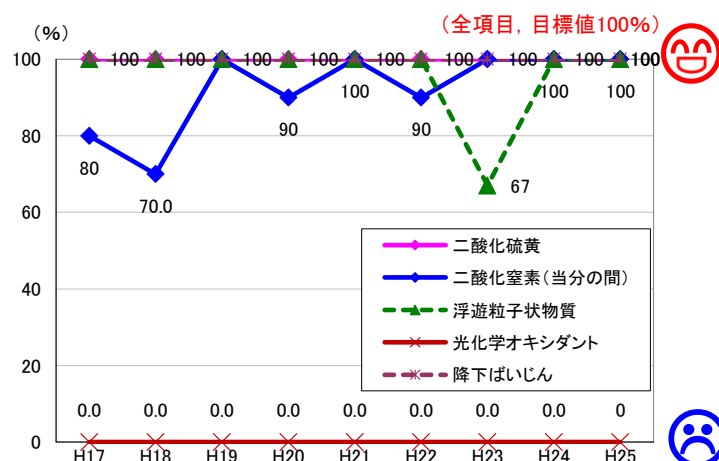


図 2.1 市保全基準達成率の推移(一般局)

□自動車排出ガス測定局（自排局,図 2.2）

一酸化炭素は全局で基準達成を継続している。

二酸化窒素の平成 25 年度の達成率（当分の間の基準）は 60%である。

浮遊粒子状物質の基準達成率は，平成 23 年度は黄砂の影響により 60%に低下したが，平成 24 年度以降は 100%に回復した。

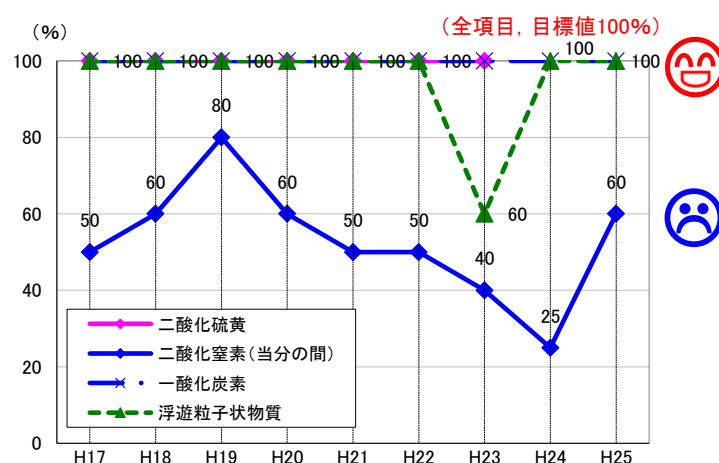


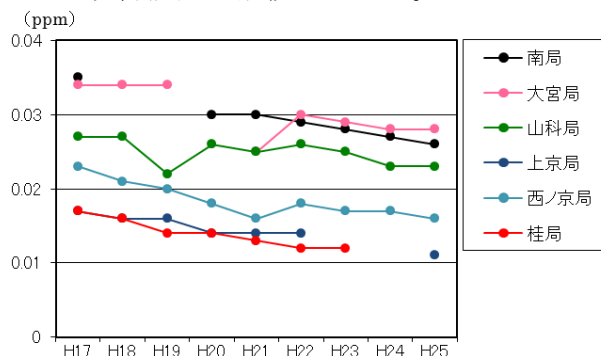
図 2.2 市保全基準達成率の推移(自排局)

【要因・取組状況】

- ・光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントについては，全国的に見ても達成率は非常に低い状況である（平成 24 年度達成率：0.4%（1,173 局のうち 5 局達成））。現在，国において，越境汚染等の影響も含めた原因の解明や対策等について検討が進められている。
- ・二酸化窒素については，【参考】に示すとおり測定局の見直し等（低濃度であった局を休廃止）により，平成 23 年度，平成 24 年度の達成率が低下している。

【参考】自排局における二酸化窒素濃度の推移

- ・自排局における二酸化窒素濃度(年平均値)はおおむね改善傾向で推移している。



※ 南局 平成 18, 19 年度は欠測
大宮局 平成 20 年度は欠測
上京局 平成 23, 24 年度は欠測
桂局 平成 24 年 4 月に廃止

【参考】微小粒子状物質(PM2.5)について

PM2.5 については、平成 21 年 9 月に環境基準が設定され、平成 22 年 5 月には市保全基準にも追加した。京都市では平成 23 年 10 月から PM2.5 の測定局を整備し、6 局（一般局 3 局、自排局 3 局）による常時監視を開始した。また、平成 24 年度には更に 5 局（一般局 3 局、自排局 2 局）の測定局を整備し、平成 25 年度から 11 局で常時監視を実施している。

平成 25 年度は年間を通して測定を行った結果、市保全基準の達成率は一般局、自排局とも 0%であったが、いずれの測定局においても、健康への影響を考慮する必要がある国の注意喚起指針値(1 日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$)を大きく下回っていた。

②大気汚染に係る市保全基準（ダイオキシン類）は全ての地点で達成している。

③有害大気汚染物質に係る市保全基準（ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン）は全ての地点で達成している。

④工場・事業場からの窒素酸化物排出量

平成 23 年度は $276\text{km}^3\text{N}/\text{年}$ であり、平成 8 年度以降大きく減少している。

【要因】

- ・平成 17 年度の法改正により、集計対象となる工場・事業場が減少している。
- ・窒素酸化物の排出量が多い燃料を使用する施設が減少している。

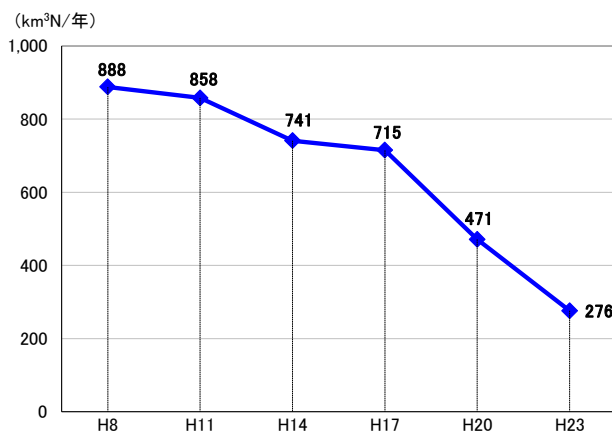


図 2.3 工場・事業場からの窒素酸化物排出量の推移

⑤平成 25 年度の大気汚染に係る苦情件数は 124 件であり、前年度と同等の件数であった。

□ 主な苦情発生源内訳

- ・野外焼却（野焼き）：51 件
- ・工事・建設作業：35 件
（解体工事に伴う粉じん等）
- ・施設での焼却：10 件
（工場からのばい煙等）

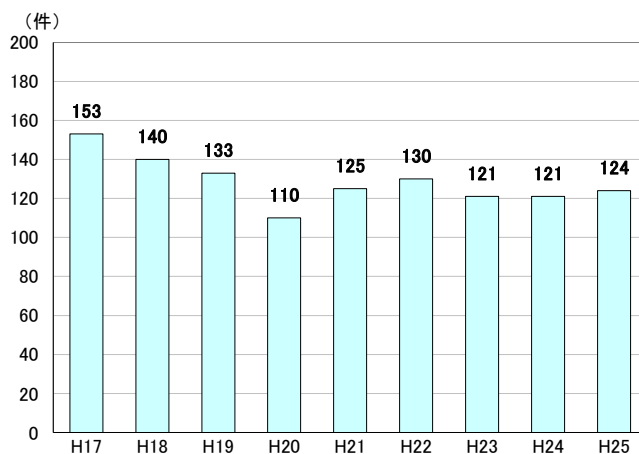


図 2.4 大気汚染に係る苦情件数の推移

(2)水環境の保全

表 2.2 水環境の保全に係る環境指標の進捗状況

環境指標		単位	指標 区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値	進捗度及び対基 準値比	
①水質汚濁に係る市保全基準 達成率(BOD)		%	↗	97.1 (H16)	100.0 (H25)	100.0	◎	2.9 ポイント 上昇
②水質汚濁に係る市保全基準 達成率(ダイオキシン類河川水質)※		%	→	—	100.0 (H25)	100.0	◎	—
③地下 水に係 る市保 全基準 達成率	1,2-ジクロロエチレン	%	↗	97.9 (H16)	100.0 (H25)	100.0	◎	2.1 ポイント 上昇
	テトラクロロエチレン	%		91.7 (H16)	87.5 (H25)	100.0	◎	4.2 ポイント 低下
	砒素	%		86.7 (H16)	82.4 (H25)	100.0	◎	4.3 ポイント 低下
	その他の物質	%		100.0 (H16)	99.3 (H25)	100.0	◎	0.7 ポイント 低下
④地下水に係る市保全基準 達成率(ダイオキシン類)※		%	→	—	100.0 (H25)	100.0	◎	—
⑤生活排水処理率 (公共下水道, 合併処理浄化槽等)		%	↗	99.6 (H17)	100.0 (H25)	100.0	◎	0.4 ポイント 上昇
⑥透水性舗装延長		km	↗	10.1 (H16)	8.9 (H25)	10.0	×	11.9% 減少
⑦水質汚濁に係る苦情件数		件	↘	57 (H16)	53 (H25)	—	—	7.0% 減少

※市保全基準(平成 18 年 8 月 1 日告示)

- ①水質汚濁の目安となる BOD の市
保全基準達成率は、4 箇年連続で
全地点で市保全基準を達成した。

【要因】

- ・平成 16～19 年度，平成 21 年度に基
準値を超過していた山科川中野橋で
基準値を達成した。

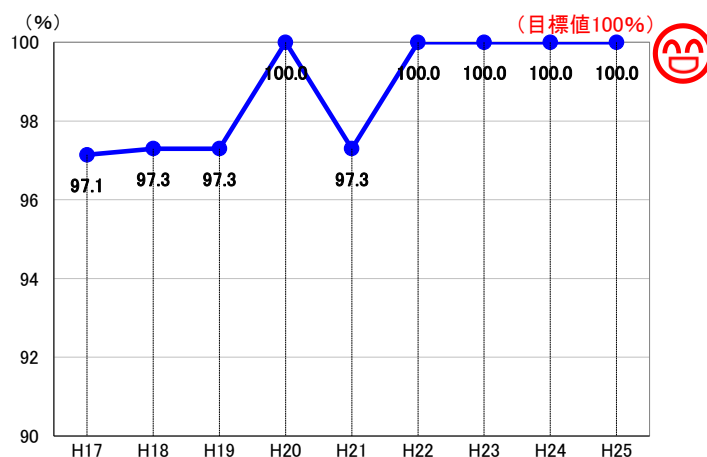


図 2.5 水質汚濁に係る市保全基準達成率(BOD)の推移

- ②水質汚濁に係る市保全基準（ダイオキシン類河川水質）は全ての地点で達成した。

- ③地下水に係る市保全基準

いずれの物質についても達成率はほ
ぼ横ばい状態で推移している。

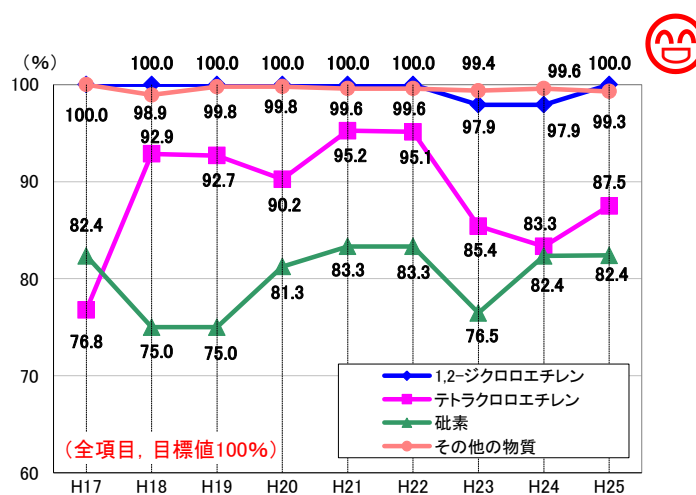


図 2.6 地下水に係る市保全基準達成率の推移

- ④地下水に係る市保全基準（ダイオキシン類）は全ての地点で達成した。

- ⑤平成 25 年度の生活排水処理率は
100.0 %（公共下水道人口普及率
99.5%，合併処理浄化槽処理人口普及
率 0.5%）であり，目標を達成した。

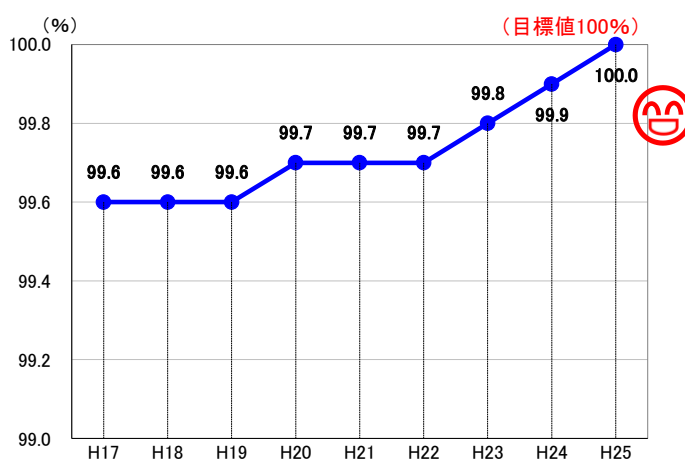


図 2.7 生活排水処理率の推移

- ⑥平成 25 年度の透水性舗装延長は 8.9km であり、目標である 10km/年を下回った。

【要因・取組状況】

- ・整備場所は都市部や観光客が多い箇所を基本としている。
- ・人口集中地区の歩道整備は原則として透水性舗装としており、年度により舗装延長にばらつきはあるが、平成 19 年度以降の平均値では 10km/年を上回っている。

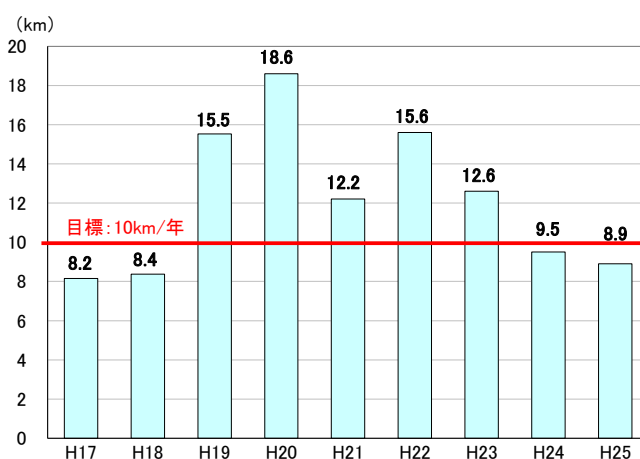


図 2.8 透水性舗装延長の推移

- ⑦平成 25 年度の水質汚濁に係る苦情件数は 53 件であり、前年度から 19 件減少した。

□ 主な苦情発生源内訳

- ・流出・漏洩：14 件
- ・工事：2 件
- ・発生源不明：29 件

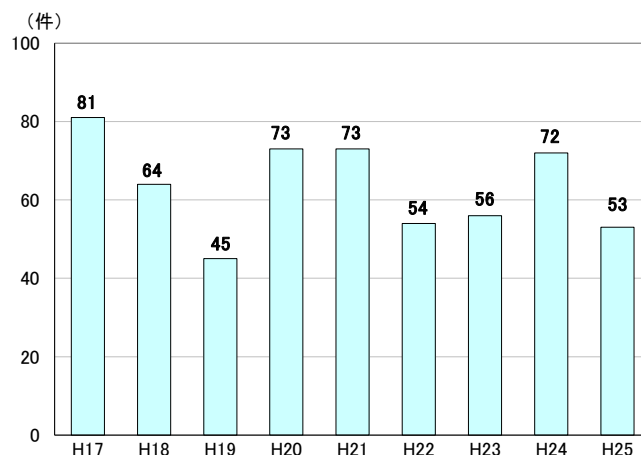


図 2.9 水質汚濁に係る苦情件数の推移

(3) 土壌・地盤環境の保全

表 2.3 土壌・地盤環境の保全に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値	進捗度及び対 基準値比	
①土壌汚染に係る市保全基準達成率	%	→	—	—	100.0	—	—
②土壌汚染に係る市保全基準達成率(ダイオキシン類)*	%	↗	—	100.0 (H25)	100.0	◎	—
③土壌汚染に係る苦情件数	件	↘	2 (H16)	0 (H25)	—	—	—

※市保全基準(平成 18 年 8 月 1 日告示)

- ①過去に一部の水田で工場排水からの重金属による土壌汚染が見られたが、ここ 10 年以上にわたって重大な土壌汚染問題は発生していない。
- ②土壌汚染に係る市保全基準(ダイオキシン類)は平成 18 年度以降 8 年連続で、全ての地点で基準を達成した。
- ③平成 25 年度の土壌汚染に係る苦情はなかった。

(4)生活環境の保全

表 2.4 生活環境の保全に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値	進捗度及び対基準値比
①一般騒音に係る市保全基準達成率	%	↗	61.1 (H16)	92.9 (H25)	100.0	◎ 31.8 ポイント 上昇
②自動車騒音に係る市保全基準達成率	%	↗	88.2 (H16)	88.5 (H25)	100.0	◎ 0.3 ポイント 上昇
③新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率	%	↗	66.7 (H16)	73.3 (H25)	100.0	○ 6.6 ポイント 上昇
④新幹線鉄道振動に係る指針値達成率	%	→	100.0 (H16)	100.0 (H25)	—	—
⑤騒音・振動及び悪臭に係る苦情件数	件	↘	329 (H16)	364 (H25)	—	— 10.6% 増加

- ①平成 25 年度の一般騒音に係る市保全基準達成率は 92.9%であり，平成 21 年以降は良化傾向である。

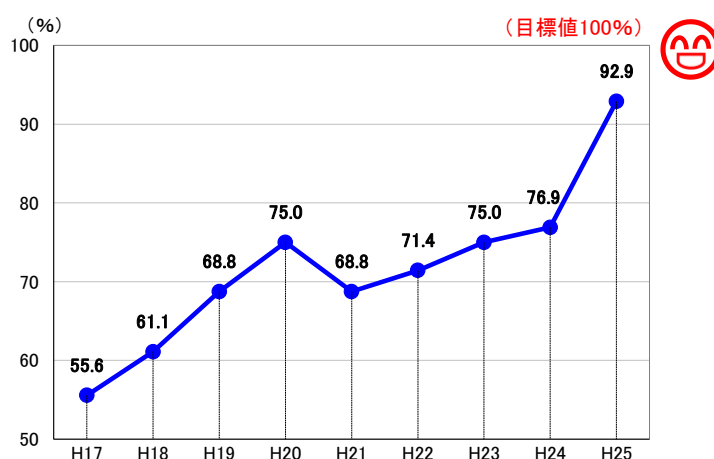


図 2.10 一般騒音に係る市保全基準達成率の推移

- ②自動車騒音に係る市保全基準達成率は 1.4%低下したものの 88.5%（平成 25 年度）であり，おおむね良好である。

・5年間で市内の評価対象区間全てにおいて調査を実施するよう測定箇所を選定しているため，年度によって達成率が多少上下する。

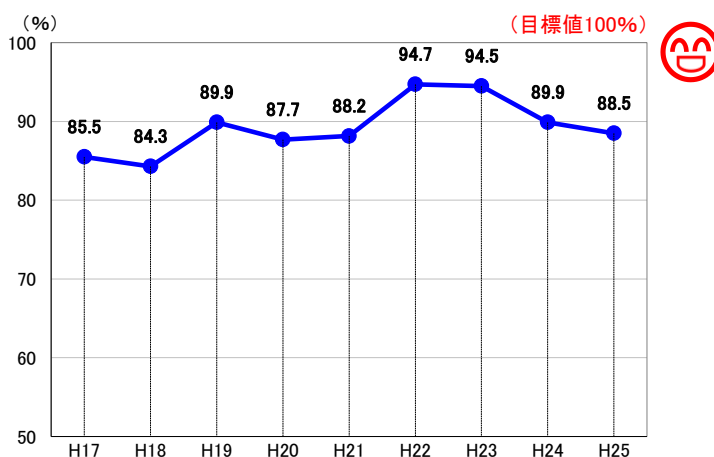


図 2.11 自動車騒音に係る市保全基準達成率の推移

③新幹線鉄道の騒音は，1 測線当たり鉄道から 12.5m，25m，50m 離れた 3 地点，全 5 測線設定している。

平成 25 年度の新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率は 73.3%であり，前年度から改善した。

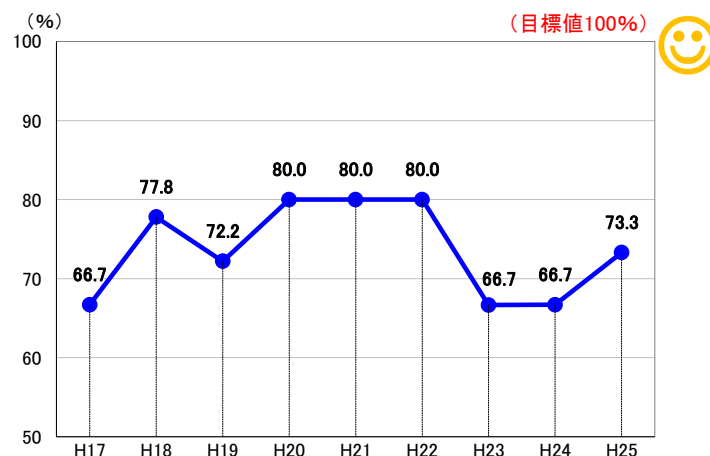


図 2.12 新幹線鉄道騒音に係る市保全基準達成率の推移

④新幹線鉄道振動に係る指針値達成率は，平成 15 年度以降，100%達成を継続している。

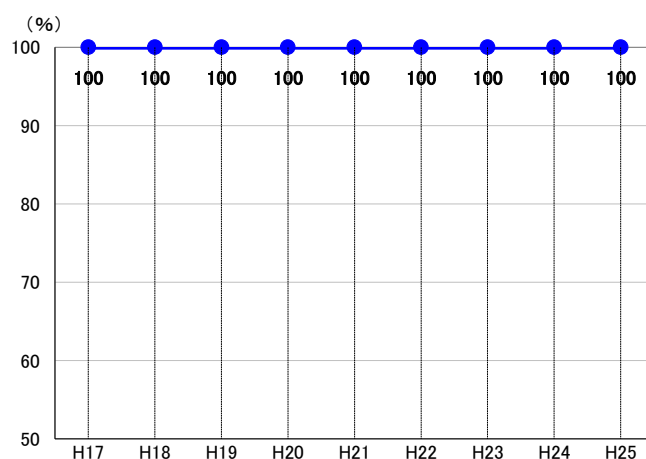


図 2.13 新幹線鉄道振動に係る指針値達成率の推移

⑤平成 25 年度の騒音・振動及び悪臭に係る苦情件数は，各々229 件，11 件，124 件であった。

合計件数は平成 24 年度から 34 件減少し，364 件であり，昨年度に引き続き改善した（内訳等については次ページ参照）。

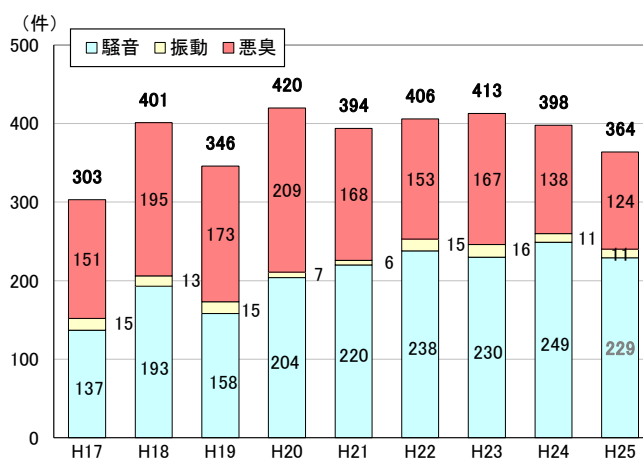


図 2.14 騒音・振動及び悪臭に係る苦情件数の推移

【参考】公害苦情件数の推移

- ・平成 25 年度の公害苦情件数は 548 件であり、前年度から 47 件減少した。
- ・公害種別に見ると、騒音が 229 件と最も多く、次いで悪臭、大気汚染がいずれも 124 件であった。
- ・総受付件数 548 件のうち、特定の曜日や雨天時など、公害苦情の内容が特定の条件下で発生するもので、同一条件下でないと初動調査を行うことができなかった等の 20 件を除いた 528 件については、全件 3 日以内に初動調査を開始しており、全体の 96.4%に上っている。
- ・平成 25 年度の立入調査等現場への実出勤延べ回数は 1,219 回であった。

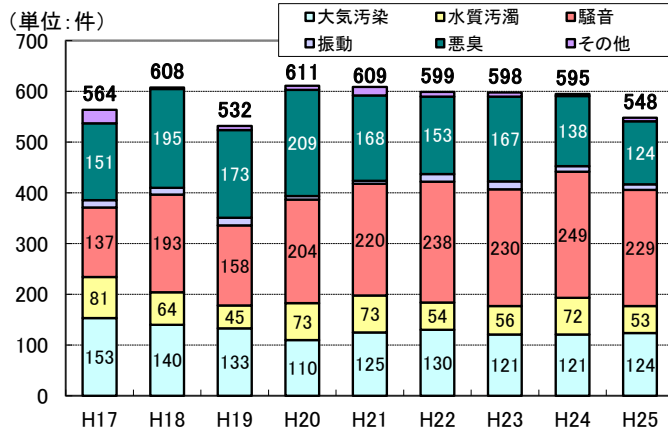


図 2.15 公害苦情件数の推移

【初動調査までの日数】

単位: 件数, () 内は割合

	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
当日	369 (61.6)	397 (66.4)	421 (70.7)	409 (74.6)
3 日以内 (当日を除く)	175 (29.2)	152 (25.4)	133 (22.4)	119 (21.7)
4 日以上	55 (9.2)	49 (8.2)	41 (6.9)	20 (3.7)
合計	599 (100)	598 (100)	595 (100)	548 (100)

【参考】騒音及び悪臭苦情の発生源内訳

- ・騒音苦情としては、「建設・解体工事」に伴う騒音が最も多く、次いで飲食店等からのカラオケ騒音、音響機器の騒音等の「近隣騒音」となっている。
- ・悪臭苦情としては、自動車製造業、食品製造業等の「工場等の操業」に伴う悪臭が最も多く、次いで浄化槽等の「生活関連」の悪臭となっている。

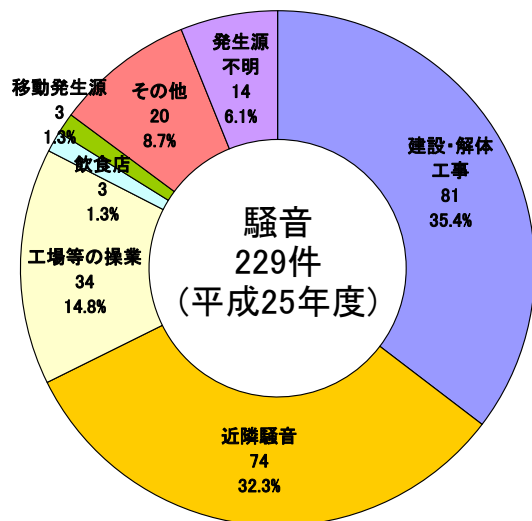


図 2.16 騒音苦情の内訳

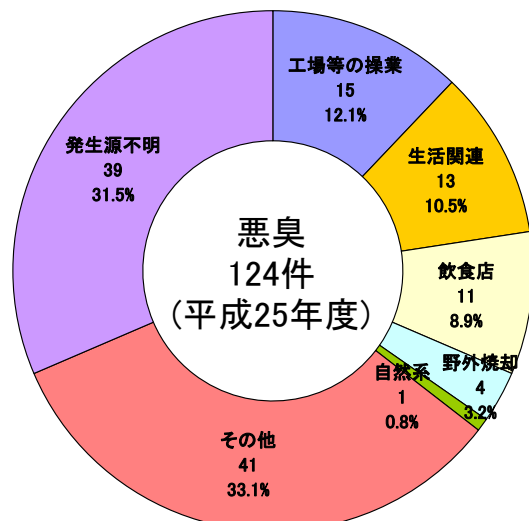


図 2.17 悪臭苦情の内訳

(5)化学物質対策の推進

表 2.5 化学物質対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比
①有害化学物質届出排出・移動量	トン	↓	2,562 (H16)	1,022 (H24)	—	— 60.1% 減少

①平成 24 年度の有害化学物質届出排出・移動量は 1,022 トンであり，基準年度（平成 16 年度）から約 6 割減少した。

- ・ 排出量(542 トン)の内訳
大気への排出量 467 トン(86%)
公共用水域への排出 75 トン(14%)
- ・ 移動量(480 トン)の内訳
廃棄物としての移動量 384 トン(80%)
下水道への移動量 96 トン(20%)

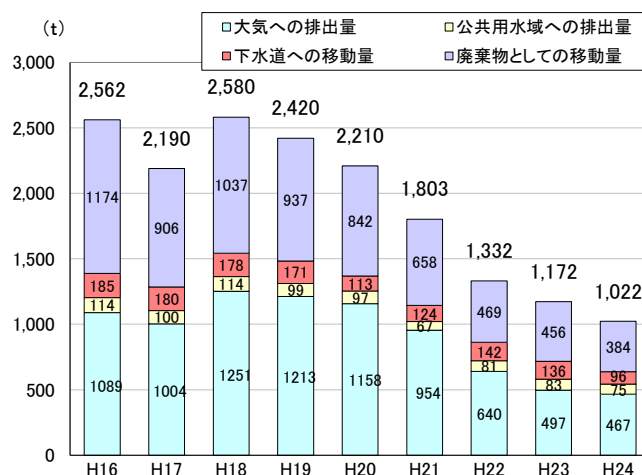


図 2.18 有害化学物質届出排出・移動量の推移

3 課題及び今後の方向性

- 二酸化窒素濃度について市環境保全基準を達成できていない測定局があるが，測定局ごとの年平均値はそれぞれ改善傾向にあり，引き続き，人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現や低公害車・エコカーへの転換など「自動車環境対策計画」の推進に取り組み，市環境保全基準の達成を目指す。
- 水質汚濁，騒音等の市環境保全基準は概ね達成できており，引き続き工場・事業場に対する監視・指導等を行う。

長期的目標3 自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち・京都

1 関連する主な施策・事業の実施状況

基本施策	関連する主な施策・事業
1 自然環境の保全	<u>ア 森林の保全と適正管理</u> ・「京都市森林整備計画」に基づき、地域特性に合った多様な森づくりを総合的・計画的に実施 ・間伐等により二酸化炭素吸収源となる健全な森林の育成や未利用木材の有効活用を図るため、「森の力活性・利用対策」を実施 ・林業の担い手確保を目的に、林業研究会の後継者活動や林業労働者の長期就労促進のための長期事業に対する助成 ・ナラ枯れ被害跡地を復旧するとともに、災害に強く、四季の彩りを感じさせる京都三山へと再生するため「四季・彩りの森復活プロジェクト」を実施 ・「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」を踏まえた森づくりアドバイザー制度の実施、市民や事業者、森林所有者等によるシンポジウム等の開催 ・風致地区や自然風景保全地区等における規制指導 <u>イ 農地の保全と活用</u> ・旬の地場野菜の消費拡大、生産・流通面での環境負荷軽減を目的に、京の旬野菜推奨事業を実施 <u>ウ 生物多様性の保全</u> ◎「京都市生物多様性プラン」を踏まえ、総合情報サイトを活用した情報発信、京都の祭りや文化を支えてきた生きものの保全・再生に取り組む団体の認定や専門家による支援を行う「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」を実施 ・京のいきもの発見ガイドの発行やまちかどいきものマップの募集、表彰を実施 <u>エ 自然とのふれあいの確保</u> ・京北森林公園や「合併記念の森」、山村都市交流の森、京都市野外活動施設「花背山の家」等を活用した自然とのふれあいの確保を推進
2 快適環境の確保	<u>ア 歴史的文化的環境の保全</u> ・史跡、名勝及び天然記念物などの市所有史跡等の管理、伝統行事の助成等を実施 <u>イ 都市景観の保全</u> ◎「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」を踏まえた、京町家や近代建築物の増築等に係る保存活用計画の作成費用を助成 ・伝統的な町並みを保存するため伝統的建造物群保存等事業を実施 ・「京都市屋外広告物等に関する条例」に基づく規制指導及び啓発、違反広告物に対する是正指導等の実施 ・市民と行政のパートナーシップによる地域づくりを目指し、京都市景観・まちづくりセンターを運営 <u>ウ 緑の保全と創造</u> ・「京都市緑の基本計画」に基づき、まちなか緑化助成や指定保存樹等の巡回調査、御池通スポンサー花壇等、緑あふれる良好な生活環境の整備を実施 ・低木植栽のみの中央分離帯に高木を植栽する「道路の森づくり」、街路樹のない沿道に花木を植栽し、花と緑豊かなまちづくりを推進する「花の道づくり」を実施 <u>エ 水辺環境の保全と創造</u> ・市民が身近にふれあうことのできる河川空間の整備

◎＝新規取組

2 環境指標の進捗状況

(1) 自然環境の保全

表 3.1 自然環境の保全に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比
①森林面積	ha	→	40,744 (H16)	61,021 (H24)	—	— 49.8% 増加
②森林保育・造林面積 ^{注10}	ha	↗	928 (H16)	855 (H24)	—	— 7.9% 減少
③耕地面積	ha	↗	2,805 (H16)	3,190 (H24)	—	— 13.7% 増加
④鳥獣保護区数	箇所	→	13 (H16)	14 (H25)	—	— 7.7% 増加
⑤自然体験学習の場利用者数 ^{注11}	人	↗	148,006 (H16)	135,679 (H25)	—	— 8.3% 減少

①平成 24 年度の森林面積は 61,021 ha であり、旧京北町の合併後は横ばいである。

【森林面積の内訳】

地域森林計画対象の天然林が 56.1%

(約 3.4 万 ha)

人工林が 39.5% (約 2.4 万 ha)

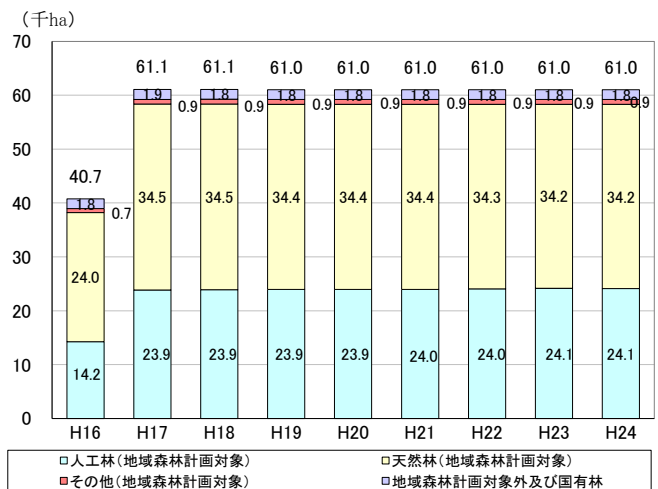


図 3.1 森林面積の推移

②平成 24 年度の森林保育面積は 840ha、造林面積は 15ha、計 855ha であり、前年度より 85ha 減少した。

【要因】

- ・京都市特定間伐等促進計画（平成 25 年 10 月策定）に基づく「森の力 活性・利用対策」事業による間伐の実施面積が減少した。

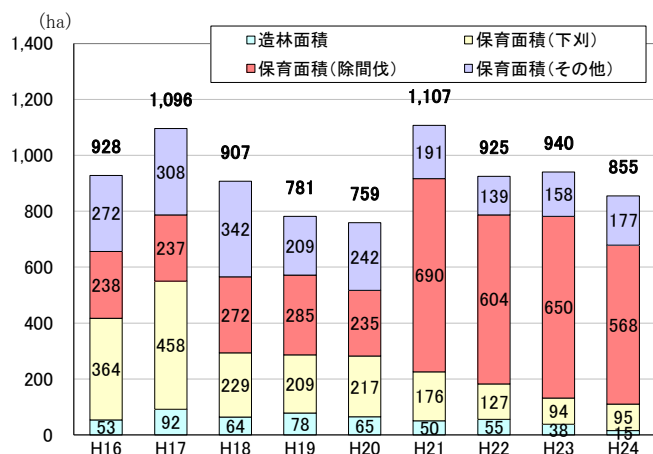


図 3.2 森林保育・造林面積の推移

注10 下刈、雪起し、除間伐、枝打ち、ぬき刈、改良、クマ剥ぎ防止テープ巻き(平成 17 年度から集計)の森林保育面積と、造林面積の合計。

注11 野外活動施設花背山の家、野外教育センター奥志摩みさきの家、静原キャンプ場、野外教育施設やましな家、京都市日野野外活動施設、京北山国の家、区役所等の取組の利用者数(延べ人数)の合計。

【参考】 市内木材市場における平均単価及び林業従業者数の推移

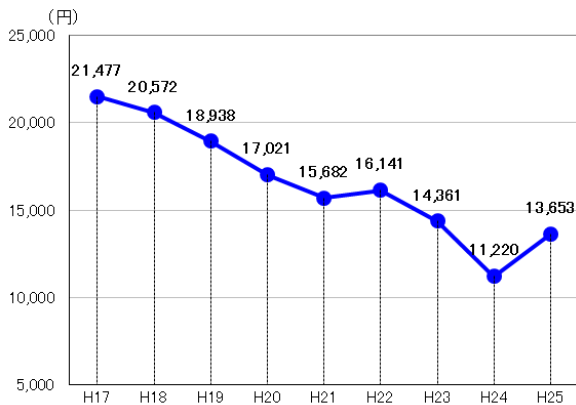


図 3.3 市内木材市場における平均単価の推移

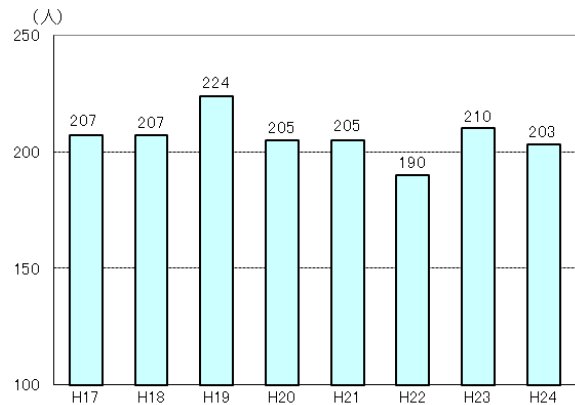


図 3.4 林業従業者数の推移

林業担い手対策事業において、林業後継者活動や林業労働者の長期就労の促進のために実施する事業に対して助成を行っている。

これにより、林業の担い手を確保し、森林整備に必要な体制の整備を図る。

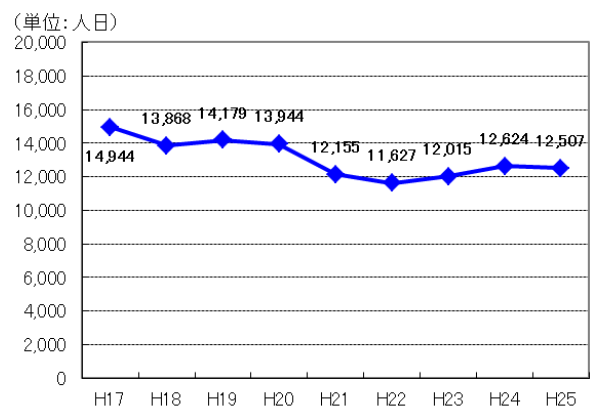


図 3.5 林業担い手対策事業における林業労働者長期就労日数の推移

- ③ 平成 24 年度の耕地面積は 3,190ha であり、平成 16 年度と比較すると、森林面積同様、平成 17 年度の旧京北町合併により約 2 割増加した後は微減傾向である。

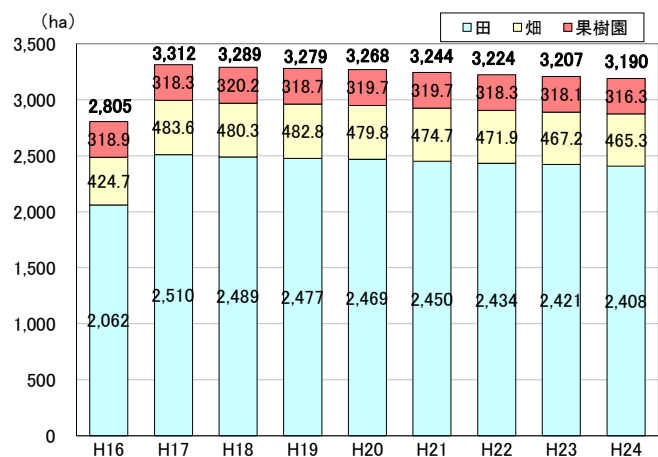


図 3.6 耕地面積の推移

- ④ 平成 21 年 11 月 1 日に比叡山が森林鳥獣生息地として設定され，平成 21 年度以降の鳥獣保護区数は 14 箇所である。

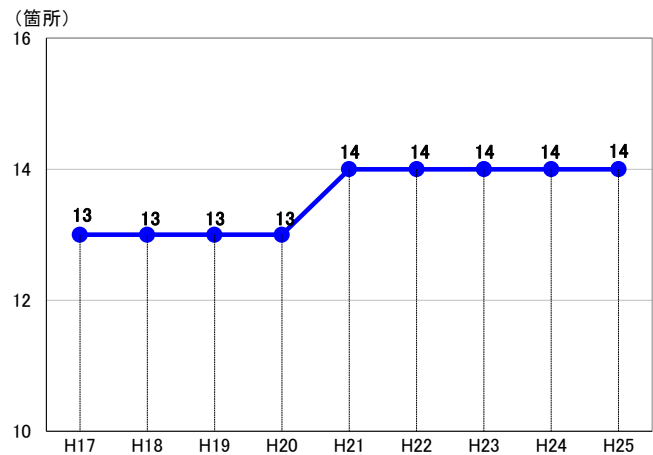


図 3.7 鳥獣保護区数の推移

- ⑤ 平成 25 年度の自然体験学習の場利用者数は 135,679 人であり，平成 20 年度までは増加傾向で推移していたが，その後は減少傾向である。

基準年度(平成 16 年度)から 8.3%減少している。

	小学生数	前年比増減人数 (増減率)
H20 年	73,304 人	—
H21 年	72,539 人	-765 人(-1.0%)
H22 年	71,930 人	-609 人(-0.8%)
H23 年	70,797 人	-1,133 人(-1.6%)
H24 年	69,664 人	-1,133 人(-1.6%)
H25 年	68,827 人	-837 人(-1.2%)

※各年とも 5 月 1 日現在

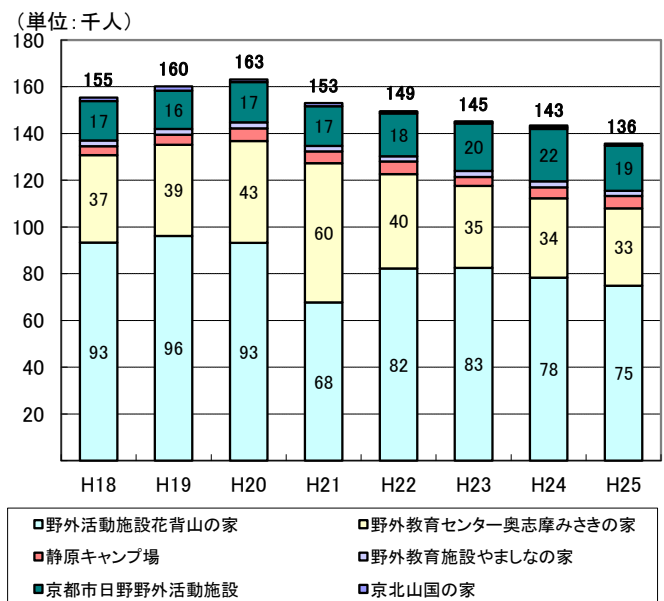


図 3.8 自然体験学習の場利用者数の推移

【要因・取組状況】

- ・長期宿泊体験学習施設である「野外活動施設花背山の家」は，全小学校を含む多くの団体が利用している。
- ・教育活動を目的とした野外活動施設を環境指標の対象としていることから，上記施設は小学生の利用が多く，本市小学生が減少傾向であるため，利用者が減少している。
- ・一方で，上記施設のほか，青少年の健全育成を目的とした「百井青少年村」，山村と都市との交流や森林・林業体験のための「京北森林公園」や「山村都市交流の森」における利用者数は，平成 20 年度比で 58.7%増加している。

(2) 快適環境の確保

表 3.2 快適環境の確保に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比	
① 緑に係る市保全基準 (市街地)	%	↗	35 (H17)	—	37 (H37)	—	—
② 1人当たり公園面積	m ² /人	↗	4.56 (H17)	4.76 (H25)	5.35 ^{※1} (H27) 10 (H37)	×	4.4% 増加
③ 市街地の緑被率 ^{※2}	%	↗	35 (H17)	—	36 (H27) 37 (H37) ^{※3}	—	—
④ 景観地区(美観地区)指 定面積	ha	→	1,956 (H17)	3,431 (H25)	—	—	75.4% 増加
⑤ 指定文化財等件数 ^{注12}	件	↗	303 (H17)	341 (H25)	—	—	12.5% 増加
⑥ 親水性のある河川空間 の整備延長	m	↗	—	7,135 (H25)	—	—	—
⑦ 保存樹・保存樹林数	件	→	40 (H17)	35 (H25)	—	—	12.5% 減少

※1. 都市公園等(都市公園及び都市公園に類する公的オープンスペース(都市公園に準ずる機能を持つもの)の総称)の確保量を目標とする。

※2. 緑被率とは、平面的な緑を算定する指標であり、空から見た区域に占める緑で覆われた土地の面積の割合

※3. 各地域、地区の特性を踏まえて、年間1万本の高木の植樹に相当する量を目標として緑を創出

- ① 緑に係る市保全基準(市街地) } は平成18年度以降、測定していない。
- ③ 市街地の緑被率

緑に係る市環境保全基準 市街地に係るもの

【基準値】緑被率を37%にすること。

京のみどり推進プラン(平成23年5月策定)に基づき、緑視率(人の目の高さにおける、目に見える範囲の緑の割合)を向上するために、市民の身近にある軒下の花、壁面緑化、街路樹などの緑化の創出に取り組む。

【取組状況】

- ・市街地の緑被率は、今年度から3箇年で調査しており、平成26年度は基礎調査、平成27年度は本格調査・緑被率結果(概略版)の算出、平成28年度は緑被率結果(詳細版)の算出を予定している。
- ・今回の緑被率調査から航空写真より安価な衛星画像を用いて測定をしている。

注12 有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の合計。

- ② 平成 25 年度における人口 1 人当たり公園等面積は 4.76 m²/人であり，年々微増である。

都市公園法施行令において「住民 1 人当たりの公園面積の標準は 10 m²以上」と規定されていることから公園の整備に努めている。

【平成 25 年度に整備した公園】

- ・新設 工事：大藪公園
設計：北梅津公園（仮称）等
- ・再整備 工事：梅小路公園 等
設計：梅小路公園 等

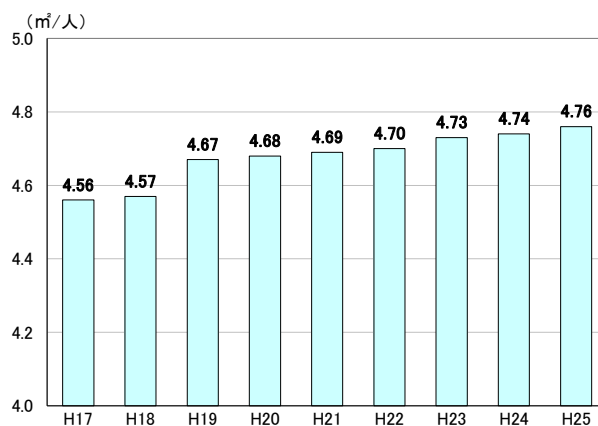


図 3.9 1 人当たり公園等面積の推移

- ④ 景観地区（美観地区）指定面積は，平成 19 年 9 月 1 日から美観形成地区も含めることになったことから大きく増加し，それ以降は横ばいである。

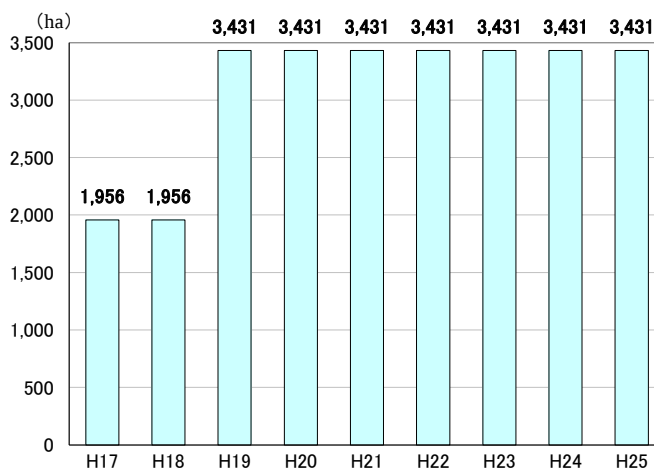


図 3.10 景観地区(美観地区)指定面積の推移

- ⑤ 平成 25 年度における市が指定する文化財等は 341 件であり，前年度より有形文化財が 7 件，記念物が 1 件増加した。

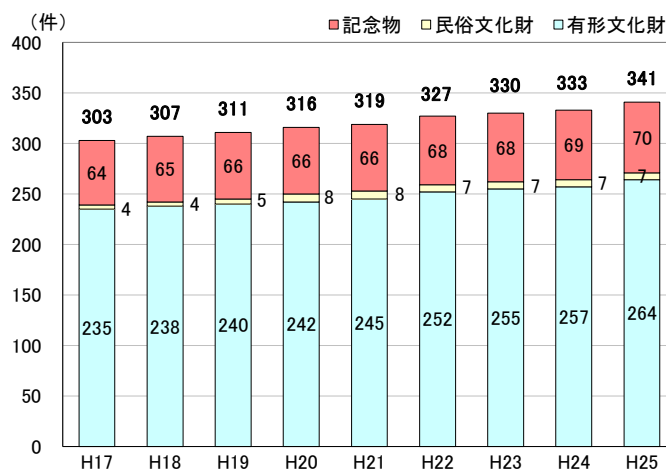


図 3.11 指定文化財等件数の推移

- ⑥ 親水性のある河川空間の整備延長は、平成 25 年度は累計 7,135m であった。

【25 年度に整備した河川】

- ・高瀬川（御池通～三条通）

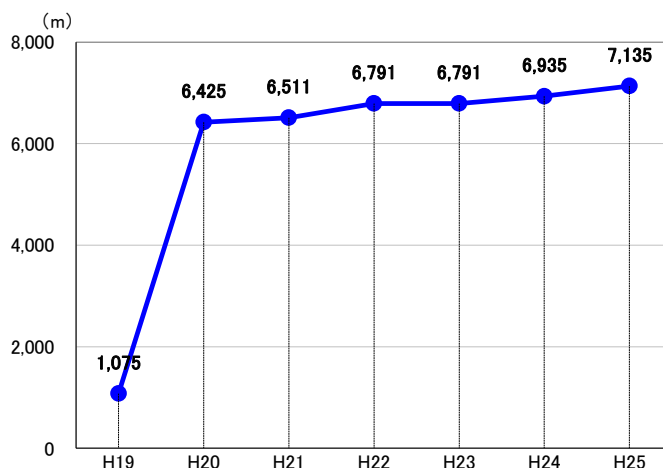


図 3.12 親水性のある河川空間の整備延長の推移

- ⑦ 保存樹・保存樹林数は、「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、京都市緑化推進協議会の推薦を受けて指定された樹木で、指定事業は平成 13 年度から開始し、平成 17 年度に終了した。

平成 25 年度は、枯損等により 3 件の指定を解除した。

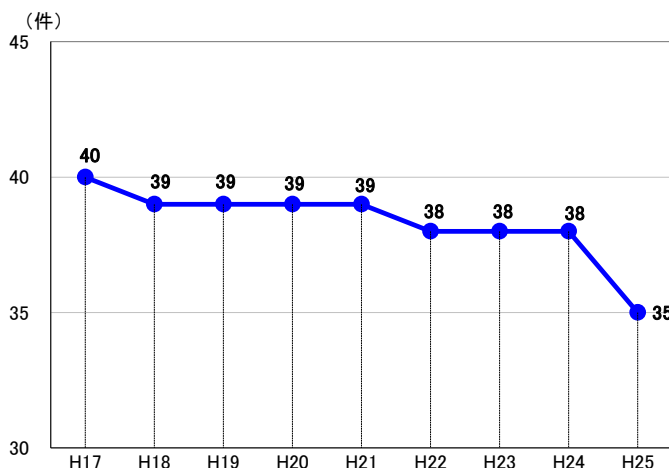


図 3.13 保存樹・保存樹林数の推移

3 課題及び今後の方向性

- 「森林整備計画」や「農林行政基本方針」に基づく間伐等による森林の適切な整備や木材の活用，「緑の基本計画」に基づく緑化の推進，街路樹の整備などを引き続き推進する。
- 「生物多様性プラン」に基づき，生物多様性を理解し，行動する人を育てる取組や，市民や事業者，保全活動を行う団体，大学等の連携と参加によるネットワークづくりを進める。
- 京町家をはじめとする歴史的建築物の保存・活用，屋外広告物の適正化など，都市景観の保全のための取組を引き続き推進する。

長期的目標4 ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち・京都

1 関連する主な施策・事業の実施状況

基本施策	関連する主な施策・事業
1 一般廃棄物 対策の推進	<u>ア 発生抑制・再使用を重視したごみ減量の促進</u> ◎「ピーク時からのごみ半減」に向け、2R(リデュース、リユース)と分別の促進を2つの柱とする「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正、新たな「ごみ半減プラン」の策定を行うなど、今後のごみ減量施策を検討 ・市民・事業者・行政の協力連携による京都市ごみ減量推進会議の活動を推進 ・生ごみ減量のための3キリ啓発運動、飲食店と連携した「食べ残しゼロ推進店舗」の認定、家庭やコミュニティ、小学校における生ごみの堆肥化を実施 ・「京都市認定エコイベント」の登録や「リユース食器利用促進助成制度」によるイベント等のエコ化を推進 ・マイボトル持参や衣料品回収行動の促進のため「KYOTO エコマネー」を実施 ・ごみの発生抑制に効果的な家庭ごみ収集における有料指定袋制を実施 ・町内会等の地域団体による古紙や古布などの分別回収・リサイクルに対し助成を行うコミュニティ回収を実施 <u>イ 分別・リサイクル対策の拡大</u> ◎<u>雑がみの分別・リサイクル</u>をコミュニティ回収や古紙回収業者との連携により、全市で実施 ・使用済み小型家電に含まれるレアメタル等の有用金属を回収、リサイクルする「小型家電リサイクル事業」を実施 ・蛍光管や乾電池等の資源物に加え、石油類や薬品等の有害・危険ごみを市民の身近な場所で回収する「移動式拠点回収」を実施 ・プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集と再資源化を実施 ・業者収集マンションの管理者や居住者に対する分別啓発・指導を実施 ・事業用大規模建築物やチェーンストア等特定食品関連事業者に対して廃棄物減量計画書の提出を義務付け、「ごみ減量・3R 活動優良事業所」を認定 ・事業ごみの排出ルールや減量方法、優良事例を紹介するニュースレターの定期発行、廃棄物の適正処理や分別に関するガイドブックによる普及啓発 ・商店街や大学、造園業者や民間資源化施設の参加によるごみ減量ワークショップの実施 ・業者収集ごみ(一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集しクリーンセンターへ搬入)の処分手数料を段階的に引き上げ <u>ウ 適正処理の推進</u> ・クリーンセンターにおける一般廃棄物の適正処理や施設整備 ・音声啓発美化パトロールを中心とした散乱ごみ等の収集・運搬、地域住民と連携し、監視の目の届きにくい場所への不法投棄監視カメラを設置
2 産業廃棄物 対策の推進	<u>ア 発生抑制・再生利用の推進</u> ・「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画」に基づき、産廃処理・3R等優良事業場の認定(産廃チェック制度)や産廃処理業者の情報公表制度を実施 ・「環境フォーラムきょうと」、「さんばい施設見学会」の開催による啓発事業を実施 <u>イ 適正処理・不法投棄対策の推進</u> ・各種法令に基づき、廃棄物の排出状況や処理状況についての各種届出・報告を受けるとともに、産業廃棄物の排出事業場への立入検査・指導を実施 ・不法投棄や不適正な保管、野外焼却等について、廃棄物処理法に基づき、本市の関係課や京都府警察等とも連携しながら、パトロールや指導・取締りを実施

◎＝新規取組

2 環境指標の進捗状況

(1) 一般廃棄物対策の推進

表 4.1 一般廃棄物対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標		単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比	
①一般廃棄物市受入量 ^{注13}		トン	↘	574,021 (H20)	472,183 (H25)	450,000 (H27)	○	17.7% 減少
②一般廃棄物再生利用率 ^{注14}		%	↗	18.2 (H20)	23.5 (H24)	26 (H27)	○	5.3ポイント 増加
③一般廃棄物市最終処分量 ^{注15}		トン	↘	92,391 (H20)	64,107 (H25)	39,000 (H27)	○	30.6% 減少
④使用済てんぷら油 の回収拠点数・回 収量	回収拠点数	箇所	↗	1,352 (H20)	1,759 (H25)	—	—	30.1% 増加
	回収量	ℓ	↗	178,528 (H20)	192,842 (H25)	—	—	8.0% 増加

① 平成 25 年度の一般廃棄物市受入量は 47.2 万トンであり、基準年度（平成 20 年度）から約 10.2 万トン、17.7%減少した。

また、ピーク時（平成 12 年度、81.5 万トン）からは約 34.3 万トン、42%減少した。

【要因】

- ・家庭ごみ有料指定袋制の導入
 - ・プラスチック製容器包装分別収集の全市拡大
 - ・業者収集ごみの透明袋排出の義務化
 - ・告示産業廃棄物の受け入れ停止
 - ・「生ごみ 3 キリ運動」を開始
- などのごみ減量に向けた取組により着実に減少している。

(単位: 千t)

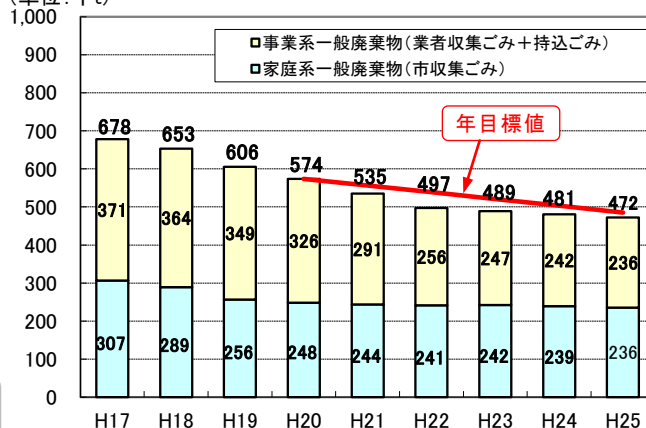


図 4.1 一般廃棄物市受入量の推移

^{注13} 一般廃棄物市受入量は、家庭ごみ(燃やすごみ、資源ごみ、大型ごみなど)と事業ごみ(業者収集ごみ、持込ごみの合計)。なお、目標値は 47 万トンから本市基本計画の実施計画(H24 年 3 月策定)に掲げる目標に合わせ 45 万トン

^{注14} 総排出量に占める、市による処理量のうちの資源回収量(破砕機からの鉄分回収、その他資源回収)と民間による資源回収量(家庭系(集団回収など)、事業系(大規模事業所など)、産廃系(建設廃材リサイクル))の合算量の割合

^{注15} 市による処理のうちの埋立量(焼却残灰、不燃物)。

②平成 24 年度の一般廃棄物再生利用率は 23.5%であり、基準年度から 5.3%増加で前年度から横ばいである。

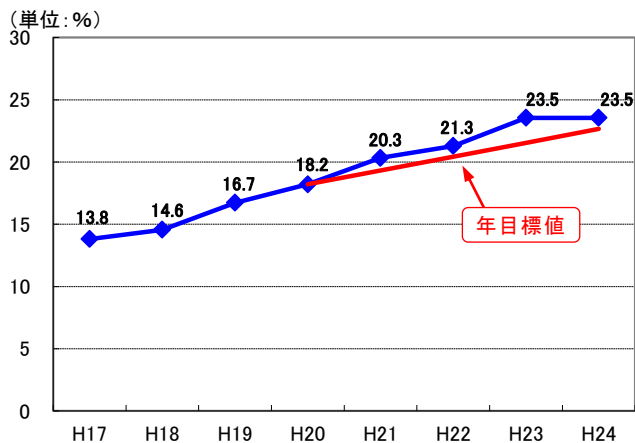


図 4.2 一般廃棄物再生利用率の推移

【参考】 再生利用量及び資源ごみ収集量の推移

- ・集団回収や大規模事業所からの資源回収量は増加傾向で推移している。
- ・一般廃棄物市受入量は年々減少しているが、資源回収量及び資源ごみ収集量は維持しており、再生利用率は増加傾向である。

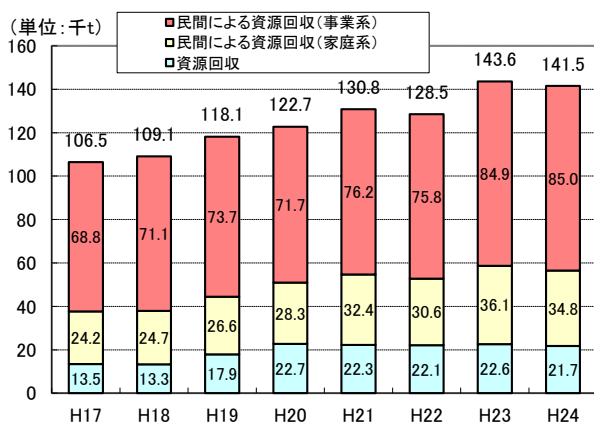


図 4.3 資源回収量の推移

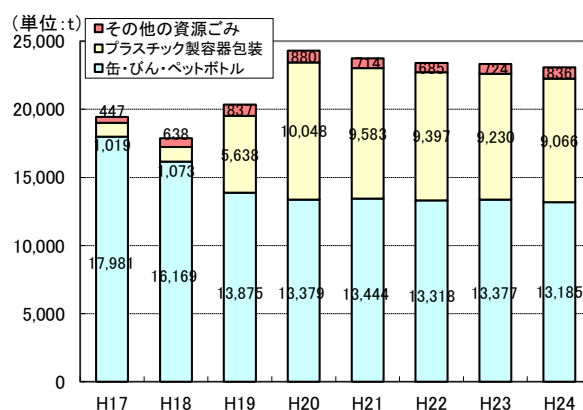


図 4.4 資源ごみ収集量の推移

③平成 25 年度の一般廃棄物市最終処分量は 64,107 トンであり、基準年度から約 2.8 万トン減少した。前年度から 3,563 トン減少したが、年度目標は未達成である。

【要因】

- ・ごみ減量・分別の取組の推進による焼却量の減少
- ・告示産廃受入停止による埋立量の減少

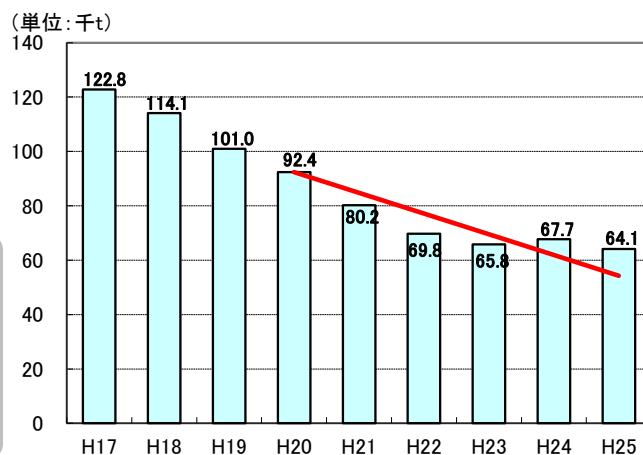


図 4.5 一般廃棄物最終処分量の推移

- ④使用済てんぷら油の回収拠点数は1,759 拠点と年々増加しているが、回収量は192,842ℓであり、前年度から減少した。

【要因】

- ・ポリタンクによる回収需要の飽和

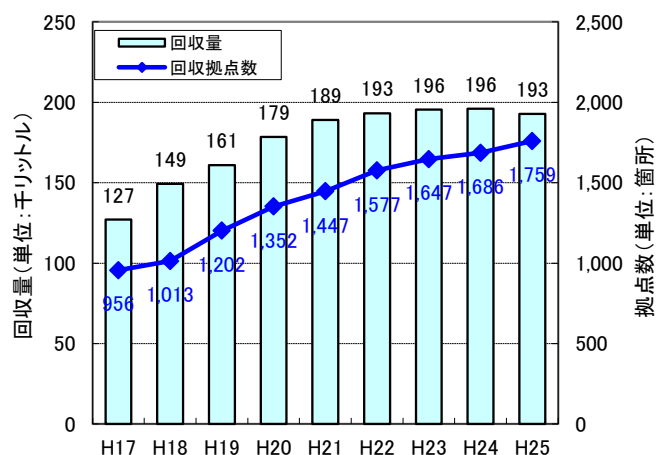


図 4.6 使用済てんぷら油の回収拠点数・回収量の推移

(2) 産業廃棄物対策の推進

表 4.2 産業廃棄物対策の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比	
①産業廃棄物発生抑制率	%	↘	2,718 千トン (H20)	—	平成 20 年度に 比べ 7% 減 (2,528 千トン) (H27)	—	—
②産業廃棄物再生利用率	%	↗	43.7 (H20)	—	45 (H27)	—	—
③産業廃棄物埋立処分率	%	↘	4.3 (H20)	—	2.8 (H27)	—	—

- ①平成 20 年度の産業廃棄物発生量は2,718 千トンであり、前回調査時の平成 13 年度から若干減少した。

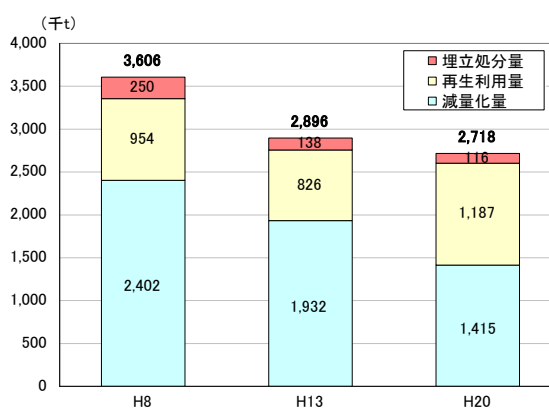


図 4.7 産業廃棄物発生量の推移

- ②平成 20 年度の産業廃棄物再生利用率は43.7%であり、前回調査時の平成 13 年度の28.5%から大きく増加した。

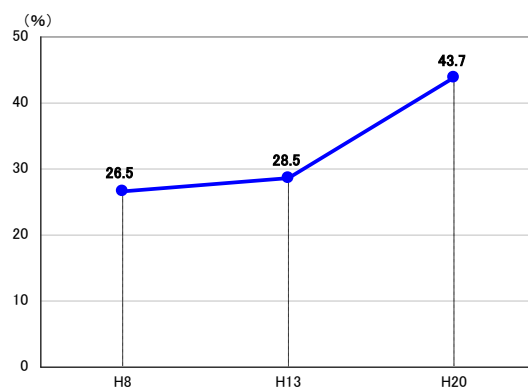


図 4.8 産業廃棄物再生利用率の推移

【参考】産業廃棄物再生利用量の内訳、建設業及び製造業の再生利用率の推移

- ・再生利用された産業廃棄物の量は，建設業及び製造業で全体の 93%である。
- ・建設業の再生利用率は 69.6%から 92.4%へ，製造業は 22.4%から 42.2%へ上昇した。

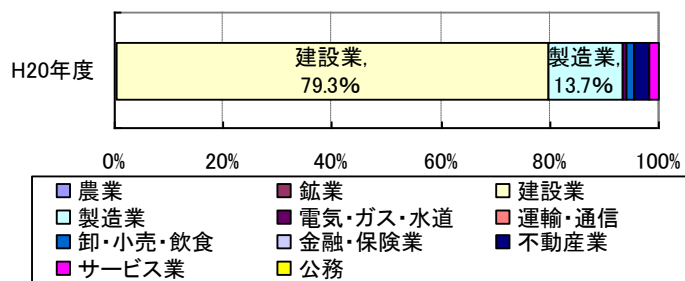


図 4.9 産業廃棄物再生利用量の内訳(平成 20 年度)

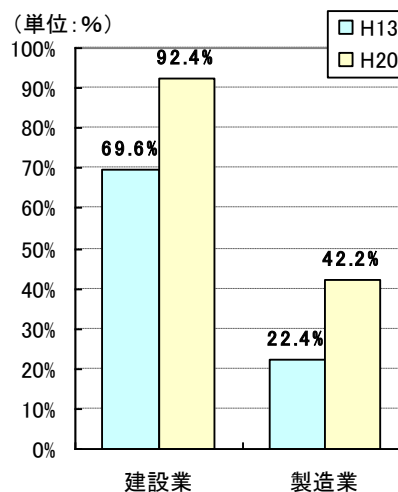


図 4.10 建設業及び製造業の再生利用率の推移

- ③平成 20 年度の産業廃棄物埋立処分量は 116 千トンであり，前回調査時の平成 13 年度の 138 千トンから若干減少した。

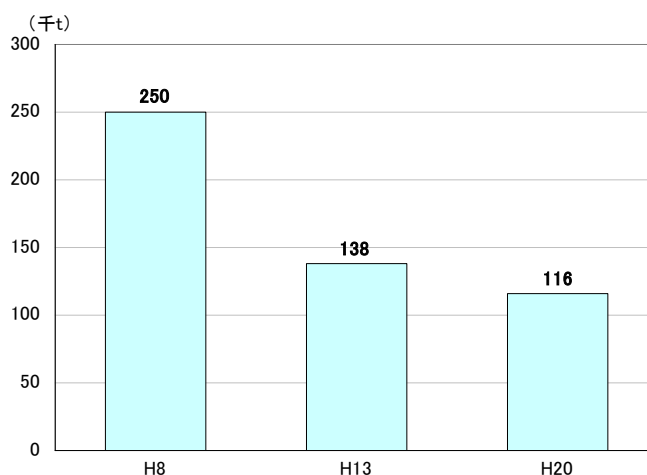


図 4.11 産業廃棄物埋立処分量の推移

3 課題及び今後の方向性

- ピーク時からのごみ半減に向け，「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正（一部を除いて平成 27 年 10 月施行）するとともに，2R と分別の促進を 2 つの柱とする新しいごみ減量施策を盛り込んだ，新たな「ごみ半減プラン」を策定し，製造や小売，食品など 6 つの重点分野を定めて 2R の取組を推進することや，紙ごみなどの資源ごみの分別の義務化，分別ルール の周知啓発の徹底等により分別の促進を図ることとて，取組の強化を進める。
- 産業廃棄物の 3R や適正処理を一層進めるため，計画策定から 5 年を迎える「第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画」について，社会経済情勢の動向や施策の執行状況を踏まえた見直しを進める。

長期的目標5 すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち・京都

1 関連する主な施策・事業の実施状況

基本施策	関連する主な施策・事業
1 環境教育・学習の推進	<u>ア 総合的な環境教育・学習の推進</u> ・京エコロジーセンターにおける環境学習プログラムや施設内展示，青少年科学センターとの連携による小学生向けエコ学習を実施 ・京都市青少年活動センターにおける自然体験プログラムの提供，ゴールデン・エイジ・アカデミーの開講において環境問題講座を実施 <u>イ 学校における環境教育・学習の推進</u> ・市立小中総合支援学校において環境教育スタンダード(ガイドライン)に基づく取組を実施 ・省エネや KES 学校版等，環境に関する取組の実践・成果に応じたポイントにより学校予算を配分する「みやこ学校エコマイレージ」を実施 ・学校ビオトープや屋上・壁面緑化・緑のカーテンの整備，屋上の断熱化や照明灯の高効率化，内装の木質化，太陽光発電の設置などの環境配慮のための改修により，学校を教材とした環境教育を実践 ・子どもの視点からライフスタイルを見直し，エコライフの実践継続を図るこどもエコライフチャレンジ推進事業を全市立小学校で実施 <u>ウ 家庭や地域における環境教育・学習の推進</u> ・ごみ処理・再資源化施設等の環境施設見学会「ごみ減量エコバスツアー」を開催 ・「エコ学区」事業における学習会の実施や啓発物品の配布 <u>エ 人材の育成と活用</u> ・京エコロジーセンターにおいて環境ボランティアや環境教育リーダーの養成，環境保全活動団体への活動助成を実施
2 環境保全活動の促進	<u>ア 市民の環境保全活動の促進</u> <u>イ 事業者の環境保全活動の促進</u> <u>ウ 民間団体等の環境保全活動の促進</u> ・環境保全に貢献する活動を実践している個人，団体を顕彰する京都環境賞の取組を実施 ・事業者による KES 環境マネジメントシステムの認証取得を推進するための説明会や講座を実施 ・「世界一美しいまち・京都」の実現を目指し，市民や地域団体，企業による自主的な美化活動の支援，ポイ捨ての禁止やごみの持ち帰りを呼びかける啓発活動を実施

3 広範な主体の参加と 環境コミュニケーション の推進	<u>ア 広範な主体による参加の促進</u> <u>イ 環境情報の収集と提供</u> <u>ウ 協働の場づくりと連携の強化</u> <u>エ 地域コミュニティの活性化</u> ・市民，事業者，行政のパートナーシップによる京のアジェンダ 21 フォーラムを通じたプロジェクトや環境活動情報の収集・発信を実施 ・各区役所において，環境保全に関する情報提供や周知啓発を実施
4 環境関連産業の育成と 技術開発の推進	<u>ア 環境関連産業の育成</u> ・府・市・産業界一体のオール京都体制によりグリーン産業の創出・育成を図る「グリーンイノベーション創出総合支援プロジェクト」を推進 (グリーンイノベーション市場参入支援，中小事業者による省エネ・節電サポート事業，製造現場におけるエネルギーマネジメントシステムの導入支援，京都のエコ・エネルギー産業を国際的に情報発信) ・オール京都体制による研究開発の支援やコーディネーターによる事業化を促進する「京都次世代エネルギーシステム創造戦略(地域イノベーション戦略支援プログラム)」を実施 ・革新的SiCパワーデバイスの社会実装によりエネルギーを無駄なく利用するクリーン・低環境負荷社会を実現する高効率エネルギー利用システムの構築(スーパークラスタープログラム) <u>イ グリーン商品・サービス等の普及</u> ・環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入するグリーン購入普及のための啓発資料の配布や京都市役所におけるグリーン調達の実施 <u>ウ 技術開発の推進</u>

2 環境指標の進捗状況

(1) 環境教育・学習の推進

表 5.1 環境教育・学習の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比
①環境保全活動プログラム参加者数 ^{注16}	人	↗	193,617 (H16)	181,499 (H25)	—	— 6.3% 減少
②人材育成数 ^{注17}	人	↗	96 (H16)	250 (H25)	—	— 160.4% 増加
③環境関連施設利用者数 ^{注18}	人	↗	75,815 (H17)	94,546 (H25)	—	— 24.7% 増加

- ① 平成 25 年度の環境保全活動プログラム参加者数は、181,499 人であり、平成 24 年度から約 6,700 人減少した。

【要因・取組内容】

- ・全市的な児童数の減少などにより、平成 20 年度以降、体験学習参加者数が減少している。
- ・一方、「こどもエコライフチャレンジ推進事業」では、平成 25 年度、全 168 校、約 11,000 名が参加しており、継続的な取組につなげるため、フォローアッププログラムの実施等を行っている。
- ・その他、京都商工会議所と連携し、地元企業の環境技術や環境問題への取組を紹介する「小学生への環境学習事業」では、平成 25 年度、68 校、5,586 名が参加している。

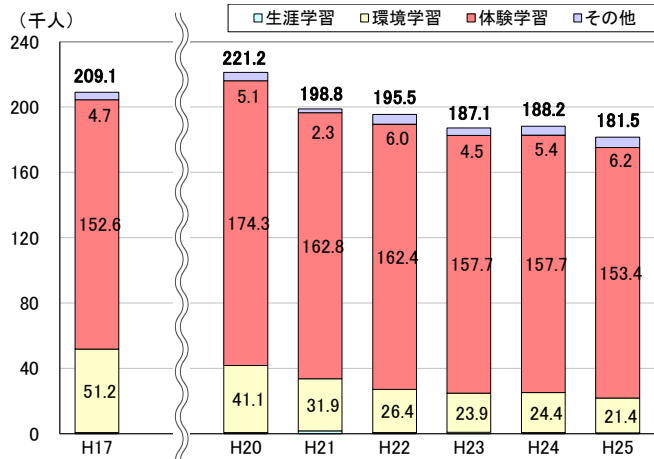


図 5.1 環境保全活動プログラム参加者数の推移

^{注16} 環境まちづくり交流会等の講演会や、「ゴールデン・エイジ・アカデミー」「学びのフォーラム山科」など生涯学習の一つとしての環境学習への参加者、青少年科学センターや青少年活動センターが実施する環境学習や、生活環境教室・市民環境講座の参加者、自然体験学習の場の利用者及び京エコロジーセンターにおけるエコ学習や、その他環境学習関連事業への参加者数の合計。

^{注17} 京エコロジーセンターにおける新規エコメイト養成講座、環境保全活動人材養成事業(環境教育リーダー養成講座、インターン受け入れ等)の参加者数の合計。

^{注18} 京エコロジーセンター入館者数。

②平成 25 年度の人材育成数は 250 人であり、平成 24 年度から 32 名増加した。

	H25 年度
京エコサポーター登録者数	118 人
自然エネルギー学校・京都	31 人
環境教育リーダー養成	24 人
新規エコメイト養成講座	18 人
環境ボランティア養成	12 人
地域環境活動コーディネーター	11 人
その他	36 人

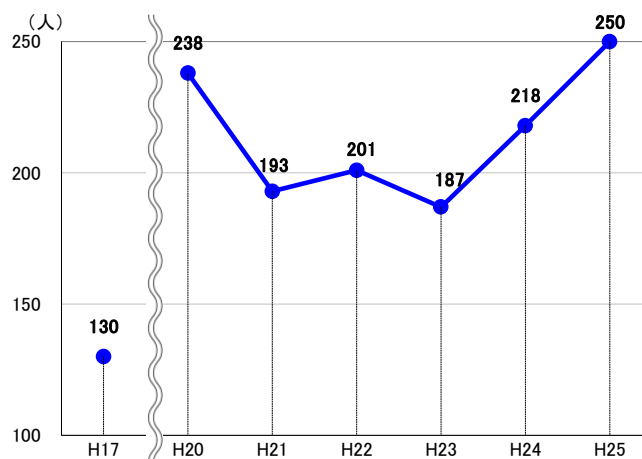


図 5.2 人材育成数の推移

③平成 25 年度の環境関連施設利用者数(京エコロジーセンター入館者数)は 94,546 人であり、前年度から約 1.8 千人減少した。

- ・イベント実施数 242 件, 12,728 人参加(平成 24 年度 : 223 件, 9,547 人)

【要因・取組内容】

- ・イベント実施数は増加傾向であるが、平成 24 年度に実施した開館 10 周年記念事業の利用者(約 3,000 人)を上回る事業がなかった。
- ・イベント情報誌「えこいべ」の発行や駅の看板広告等を積極的に活用し、新たな来館者の確保を図る。

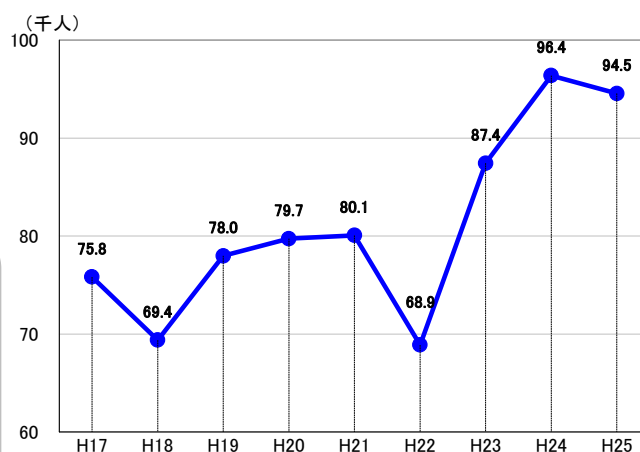


図 5.3 環境関連施設利用者数の推移

(2) 環境保全活動の促進

表 5.2 環境保全活動の促進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比
①京都市政出前トーク 環境政策局所管テーマ出講件数・参加者数	出講件数	件	10 (H16)	22 (H25)	—	— 120.0% 増加
	参加者数	人	260 (H16)	676 (H25)	—	— 160.0% 増加
②こどもエコクラブ 参加団体・参加者数	参加団体数	団体	18 (H16)	4 (H25)	—	— 77.8% 減少
	参加者数	人	779 (H16)	76 (H25)	—	— 90.2% 減少
③KES 認証取得(保有)件数	団体	件	389 (H16)	1,636 (H25)	—	— 320.6% 増加
④民間団体数 ^{注19}	団体	件	71 (H16)	79 (H23)	—	— 11.3% 増加
⑤エコイベント登録数 ^{注20}	件	件	15 (H22)	108 (H25)	100 (H27)	◎ 620.0% 増加

①平成 25 年度の京都市政出前トーク、環境政策局所管テーマ出講件数・参加者数は 22 件、676 人であり、参加者数がピークであった平成 18 年度（111 件、3,253 人）から大きく減少している。

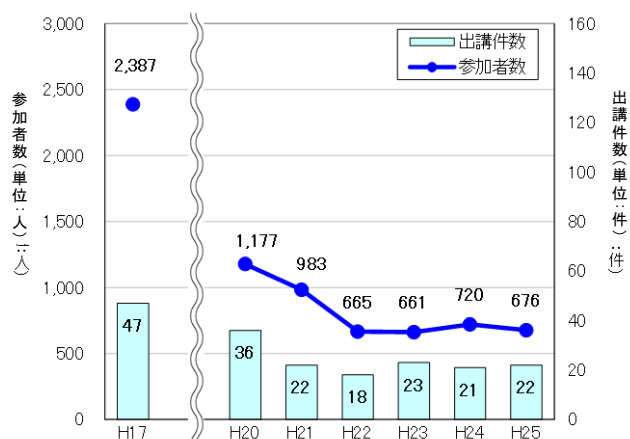


図 5.4 京都市政出前トーク 環境政策局所管テーマ出講件数・参加者数の推移

^{注19} 独立行政法人環境再生保全機構の「環境 NGO 総覧オンライン・データベース」による京都市内の環境保全に取り組む団体数。

^{注20} エコイベントとは、不特定多数の参加者を対象として開催する式典、会議、催し(展示会、講演会、シンポジウム等)、行事等で特に環境に配慮した取組を実施するもの。

②京エコロジーセンターでは、環境省「こどもエコクラブ」事業^{注21}の京都市事務局として登録（平成 23 年度からは（公財）日本環境協会へ登録）しており、平成 25 年度は市内 4 団体、76 人が参加した。

【要因・取組内容】

- ・平成 23 年度の環境省から（公財）日本環境協会への事務移管により、事業予算及び会員向けサービスが縮小したことで、全国的に参加団体及び参加者数が大きく減少している。
- ・登録 4 団体の 1 つである京エコロジーセンターにおいて、こどもエコクラブとして実施している「エコセンクラブ」は、親子で野菜づくりや堆肥づくりなどを体験する連続講座であり、平成 25 年度は、全 23 回講座に子ども 29 名、大人 26 名が参加した。

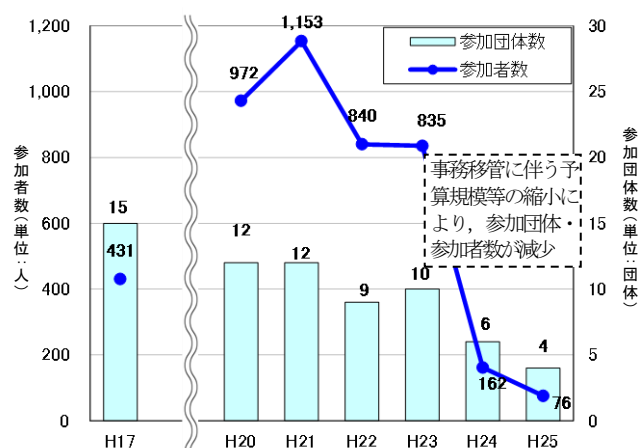


図 5.5 市内のこどもエコクラブ参加団体・参加者数の推移

③KES 認証取得（保有）件数^{注22}は、平成 25 度末時点の認証取得（保有）件数は 1,636 団体であり、基準年の約 3 倍に増加している。

【要因・取組内容】

- ・事業者に対する KES 導入講座の開催
- ・環境マネジメントセミナー（KES と生物多様性保全活動との関わりについての説明及び KES 取得事業者による事例発表、施設見学）の開催

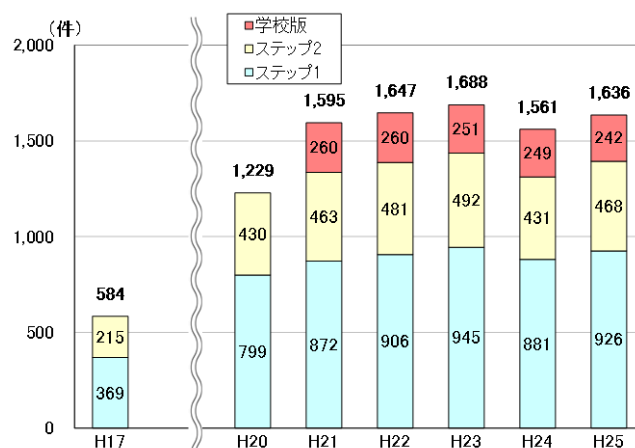


図 5.6 KES 認証取得（保有）件数の推移

^{注21} 環境省における「こどもエコクラブ」事業は平成 23 年 3 月 31 日をもって終了し、現在は（公財）日本環境協会に引き継がれている。こどもエコクラブは、幼児（3 歳）から高校生までなら誰でも参加でき、子どもたちの興味や関心に基づき、自然観察やリサイクル活動など、家庭・学校・地域の中で身近にできる活動に取り組んでいる。

^{注22} KES（KES・環境マネジメントシステム・スタンダード）とは、ISO14001 の認証取得が困難な中小企業等でも容易に環境保全活動に取り組める環境マネジメントシステムの規格。

ステップ 1: 環境問題に取り組み始めた段階 ステップ 2: 将来 ISO14001 の認証取得を目指す段階

④平成 23 年度における環境保全に取り組む民間団体数は 79 団体であり、平成 20 年から 1 団体減少^{注23}した。

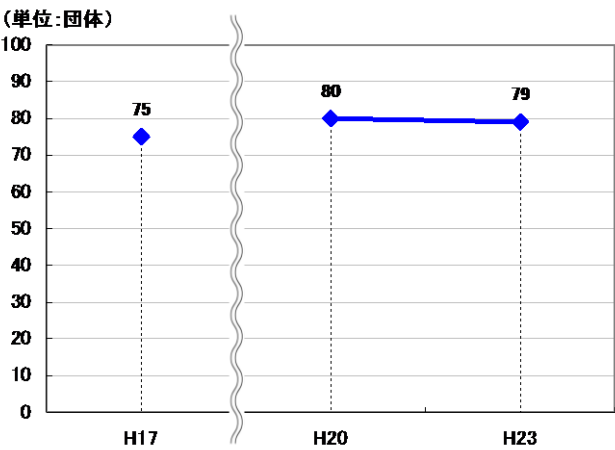


図 5.7 民間団体数の推移

⑤平成 25 年度のエコイベント登録数は 108 件であった。
 祇園祭「エコ屋台」などでリユース食器「お試しキャラバン」を実施した。
 リユース食器利用促進助成制度利用件数：24 イベント



	H22 年度 (基準年度)	H23 年度	H24 年度	H25 年度
エコイベント登録数 (件)	15	84	99	108

(3) 広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進

表 5.3 広範な主体の参加と環境コミュニケーションの推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標 区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比	
①市環境政策局ホームページ アクセス件数	千件	↗	—	2,545.2 (H25)	—	—	—
②環境政策局が所管する審議会 等の公募委員数	人	↗	4 (H16)	6 (H25)	—	—	50.0% 増加

①平成 25 年度の市環境政策局のホームページにアクセスした件数は 2,545 千件（1 日当たり約 7,000 件）であった。

- ・ホームページ「京都市情報館」のリニューアル（平成 25 年 3 月）に伴い、組織別のカテゴリー分類から内容（施策）別のカテゴリー分類へと大幅に変更することで、市民により分かりやすいホームページに改めた。
- ・アクセス件数の集計方法も変更になった。

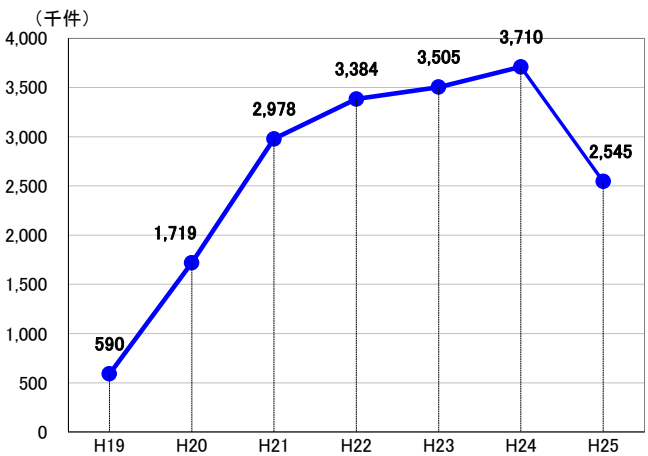


図 5.8 市環境政策局ホームページアクセス件数の推移

^{注23} 平成 20 年度までは、全国の環境 NGO・NPO を毎年一斉に調査していたが、平成 21 年度から全国を 8 地域に分類し調査している。また、平成 21 年度以降 3 年毎の調査となっている。

②平成 25 年度における環境政策局が所管する審議会等は 6 つあり、公募委員数は 6 人と、昨年度から 3 人減少した。

	H25
京都市環境審議会	2 人
京都市廃棄物減量等推進審議会	1 人
京都市バイオマス活用推進会議	1 人
京都市ごみ収集業務評価推進会議	—
京都市産業廃棄物 3R 推進会議※1	2 人
京都市環境影響評価審査会	—

※1 平成 23 年 8 月 10 日から開催

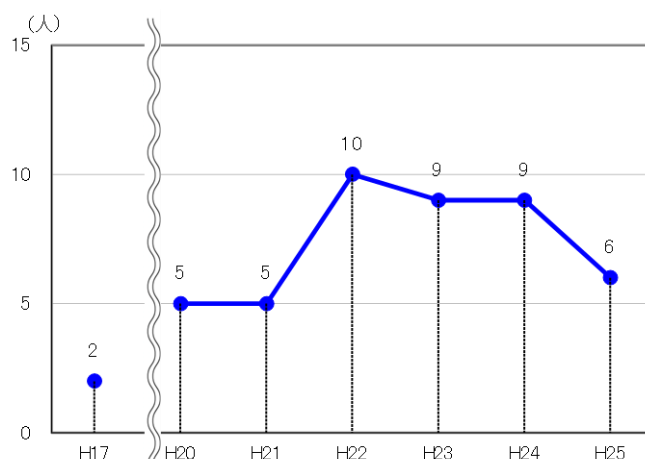


図 5.9 環境政策局が所管する審議会等の公募委員数の推移

(4) 環境関連産業の育成と技術開発の推進

表 5.4 環境関連産業の育成と技術開発の推進に係る環境指標の進捗状況

環境指標	単位	指標区分	基準値 (基準年度)	実績値 (実績年度)	目標値 (目標年度)	進捗度及び対 基準値比	
①京都バイオ産業技術フォーラム 注24) 会員数	人	↗	378 (H16)	729 (H25)	—	—	92.9% 増加

①平成 25 年度における京都バイオ産業技術フォーラム会員数は 729 人であり、年々増加している。

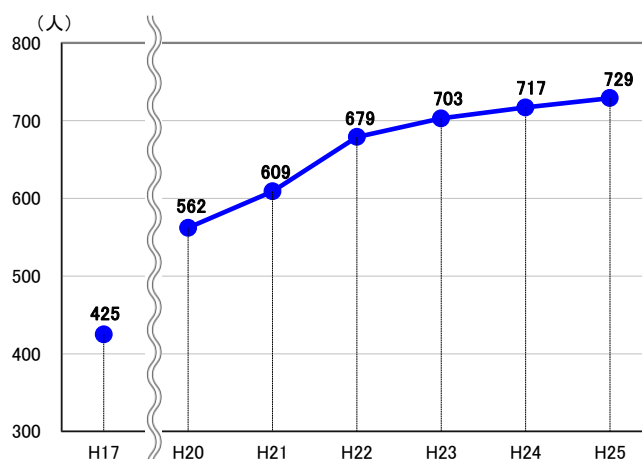


図 5.10 京都バイオ産業技術フォーラム会員数の推移

注24 京都バイオ産業技術フォーラムは、京都に集積する大学、企業、行政等が一体となって、事業化に向けた研究成果の交流、バイオ分野に関する意見交換、バイオに関する市民 PR などを行うことにより、京都市におけるバイオ関連産業の振興を図ることを目的に設置されたフォーラムである。

3 課題及び今後の方向性

- 京エコロジーセンターなど拠点施設における環境教育・学習だけでなく、市内の様々な場所において、あらゆる年齢層の市民を対象とした環境教育・学習の取組を進める。
- イベントのエコ化や「世界一美しいまち・京都」の推進をはじめとして、引き続き、市民や事業者の自主的な環境保全活動が進むよう取り組む。